

# 2015年「連合長野・県政への要求と提言」

(県庁、担当各部への要請と回答対照表)

## 目次

(1) 地域の多様な主体との連携強化による産業政策と雇用創出の一体的推進	3
① (長野県の特徴を生かした『産業の創出』)	3
② (南信への試験機関の設置)	3
③ (「カイゼンスクール」)	4
(2) 若年者に対する雇用対策	4
1. 学卒就職者への支援の強化	4
(工業高校の実習設備更新)	4
② (Uターン就職の促進)	5
2. 学校における労働教育のカリキュラム化の推進	6
① 労働教育のカリキュラム化の推進	7
② 学校における労働教育の充実	8
3. 技術技能労働者の育成	9
① 技能五輪への参加の促進	9
② 建設産業の担い手の確保・育成に向けた支援	9
(3) 「長野県の契約に関する条例」の適正な運用の促進	10
1. 「長野県の契約に関する条例」の早期の実効性の確保	10
2. 国の法整備と「長野県の契約に関する条例」施行に基づく現場改善	12
(4) 生活困窮者自立支援体制の確立と生活保護の運営体制の改善・充実	13
1. 生活困窮者自立支援体制の確立	13
2. 生活保護の運営体制の改善・充実	15
(5) 切れ目のない医療サービスを提供する体制の確立	15

1. 「地域包括ケアシステム」、「地域医療構想」の具体化 .....	15
2. 就労看護師 200 万人体制の実現 .....	17
(6) 介護サービスの安定的な提供と介護人材の処遇改善・専門性の向上 .....	18
(7) 幼児期教育、義務教育支援の着実な実施 .....	19
(8) 安全・安心の住まいとまちづくりの推進 .....	20
1. 長野県の将来交通ビジョンにもとづく交通政策の推進 .....	20
2. リニア新幹線の開通を見据えた交通網の整備 .....	21
3. 災害に強い地域と住宅づくり .....	22
(9) 地産地消の推進とさらなる食育の充実 .....	23
(10) 農林水産業の成長産業化と地域の活性化の推進 .....	25
1. 農地に係る国の農業政策について .....	25
2. 農業の6次産業化 .....	26
3. 第2期長野県食と農業農村振興計画の実行について .....	26
(11) 林業の産業基盤の確立と森林整備・保全対策の積極的な推進 .....	27
(12) 自主防災組織と消防団の体制の強化 .....	30
(13) 男女平等の視点に立った社会制度・慣行の見直し .....	31
(14) 改正次世代育成支援対策推進法の施行と子育て支援の促進 .....	34
(15) 地方議会の活性化と投票しやすい環境の整備 .....	35
(16) 地方自治の実現と地方財政の確立 .....	35
1. 地方自治と小規模自治体への支援体制 .....	35
2. 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進 .....	36
3. 地方税財政の確立 .....	38
4. 県機構改革 .....	39
5. マイナンバー制度の導入実施 .....	40
(17) 環太平洋パートナーシップ協定（TPP）について .....	41

**(1) 地域の多様な主体との連携強化による産業政策と雇用創出の一体的推進**

近年、有効求人倍率は改善傾向にあるものの、過半が非正規雇用の求人であり、良好な雇用とは言えない状況です。

大手企業に限ったことではなく、県内企業も事業統廃合や生産拠点の海外進出など空洞化が進み、同様の状況にある。日本国内やこの地域において、ものづくりを永続的に継承していくために、生産性の向上をはじめ、職場改善は不可欠です。

経済産業省は、2015年度から「ものづくりカイゼン国民運動」を展開することとしました。「ものづくりカイゼン国民運動」は、各地域に、ものづくり企業OBなどを、カイゼン活動の指導者（カイゼンインストラクター）として養成する「カイゼンスクール」を設置し、地元の中小企業などに「カイゼンインストラクター」を派遣して、現場の生産性向上を図ろうという取り組みです。

**①（長野県の特徴を生かした『産業の創出』）** 県と

しても国や地方、企業に任せるのではなく、グローバル化や環境意識の高まりを先取りした長野県の特徴を生かした『産業の創出』も含めた、バックアップに取り組まれない。

そのため、従来から県が力を入れてきた航空宇宙産業や再生可能エネルギーについて、継続した取り組みを強化されたい。

**(産業労働部産業立地・経営支援課\_2015/11/19)**

航空宇宙分野や環境・エネルギー分野は、長野県が目指す産業分野として「しあわせ信州創造プラン(5カ年計画)」や「ものづくり産業振興戦略プラン」に位置付け、その振興に向けた取組を進めています。

例えば、航空宇宙分野では、平成26年6月に飯田・下伊那地域において国際戦略総合特区「アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区」の指定を受け、現在は同地域の35社が特区に参画し、特区制度も活用しながら、関連企業の設備投資が進められるなど産業集積の高度化が進展しています。

県としては、特殊工程を行うクラスター拠点工場の整備への支援や、県工業技術総合センターへの航空宇宙関連製品の分析評価に活用できる最新鋭の機器整備などに取り組んできたところです。

また、環境・エネルギー分野では、次世代産業向けや節電、省エネ対策向けの資金支援や、同分野への進出に意欲的な企業の技術支援ニーズに応じて、県工業技術総合センターの技術支援、長野県テクノ財団による産学官研究開発支援などに取り組んでいるところです。

今後も、成長が期待される産業分野に対して、資金面、経営面、技術面など、様々な支援メニューを効果的に活用して、継続的な支援に取り組んでまいりたい。

**②（南信への試験機関の設置）** 工業振興のために

は、時代に合った最新の検査に耐えうる公設の工業試験機関の設置が急務ですが、長野県においては、過去の統合の経過から4技術部門体制とされ、北信、中信に試験機関が集中しており、南信地域にお

**(産業労働部ものづくり振興課\_2015/11/19)**

県工業技術総合センターは、工業系4試験場を統合して設立した経過から、「技術分野特化」、「地域分散型」の4技術部門体制（材料技術部門（長野市）、精密・電子技術部門（岡谷市）、環境・情報技術部門（松本市）、食品技術部門（長野市））を基軸として、「健康・医療分野」、「環境・エネルギー分野」、「次世代交通分野」、「食品分野」などの成長期待分野の新たな研究開発に取り組む企業の技術課題解決を支援

<p>ける支援には成り得ていません。</p> <p>今後、自動車、航空機産業などの活性化が期待されていますが、県政として、全県における産業振興を再考し、適切な試験機関設置に向け取り組まれました。</p>	<p>しています。</p> <p>その一環として、企業の現場へ出向いての対応も実施しており、県内4地域の中で、単信地域での対応件数が全体の3分の1以上を占めるなど、職員が積極的に対応しております。</p> <p>企業を取り巻く環境が変化する中で、センターが最大の効果を発揮できるよう、果たすべき機能や推進体制等を再検証し、県の中核的技術支援拠点としての役割を果たしてまいります。</p>
<p>③ (「カイゼンスクール」) 長野県としても、カイゼン活動の指導者(カイゼンインストラクター)を養成する「カイゼンスクール」の早期設置を図りたい。</p>	<p>(産業労働部ものづくり振興課_2015/11/19)</p> <p>県内製造業の稼ぐ力(付加価値生産性)が低下しているため、ものづくり現場のカイゼン活動を推進することで、県内製造業の生産性向上を図ることが重要な課題となっています。</p> <p>そこで、「長野県人口定着・確かな暮らし実現総合戦略」において、「生産現場で活躍した企業OB等を指導者として養成する「信州ものづくり生産革新インストラクター養成スクール(仮称)」の開設支援」を具体的な施策展開に位置付けたところです。</p> <p>この総合戦略に基づき、効果的なスクールの開設に向けて早期に検討してまいります</p>
<p>(2) 若年者に対する雇用対策</p>	
<p>1. 学卒就職者への支援の強化</p>	
<p>(工業高校の実習設備更新) 2015年3月の高等学校卒業生予定者の就職内定状況は、景気状況を反映し、総じて好調となりました。中でも工業科の内定率は、96.0%(2014年12月末時点)に達しており、普通科(81.7%)をはるかに凌駕するとともに、内定率2番目の看護(92.6%)を3.4%上回る状況となっており、ものづくり企業の工業高校への期待感をうかがわせる結果となっています。</p> <p>一方で、工業高校の実習で使用する設備機械の老朽化が進み、長野県においても、職業科設置高校(32校)より約200点、7億円を超える産業教育設備の更新要望が出されていますが、実際の更新は2014年度に14品目、2015年度予算では6品目に留まっています。</p> <p>このままでは、企業が期待する技術の習得に支障をきたし、工業高校の就職率の低下が懸念されます。</p>	
<p>① 可能な限り効率的な予算執行を行うとともに、引き続き、県の産業行政や地域の産業界の協力を得て設備更新を進め、長野県における若年技能者の育成に支障の無いように努められたい。</p>	<p>(教育委員会事務局高校教育課_2015/11/18)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 産業教育設備は計画的に更新・修繕を行い、専門高校の教育効果の向上に努めてまいりました。</li> <li>○ 基本的な技能の習熟や専門的な知識の習得に必要な不可欠な設備を厳選し、できる限り各学校の要望に応えられるよう努めてまいります。</li> </ul> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆産業教育設備費のうち、備品の予算額</li> </ul>

※H25 は補正(358,476 千円)を含む

◆各学校からの産業設備更新要望状況

H26 年度 190 品目 761,013 千円

H27 年度 212 品目 932,390 千円

年度	H23	H24	H25	H26	H27
備品予算額(千円)	34,884	13,360	366,770	15,263	15,132

◆整備状況

H26 年度 トラクター(下高井農林)、グラインダー(中野立志館)

トランシット(長野工業)、純水製造装置、電子天秤(更級農業)

硬さ試験機(上田千曲、箕輪進修)、製図台(丸子修学館・池田工業)

冷蔵庫(岩村田)、耕運機(富士見)、電気炉、乾燥機(飯田 OIDE 長姫)

抵抗器(蘇南)、土壌消毒機(南安曇農業)

H27 年度

<実績>トラクター(佐久平総合技術)、運搬車(塩尻志学館)、バックホー(南安曇農業)

<予定>バックホー(更級農業)、簡易浴槽(上田千曲)、トランシット(上伊那農業)

② (Uターン就職の促進) 若者が長野県にUターン出来る環境づくり

高校を卒業後、多くの青年男女が県外に進学しています。長野県は地元企業と連携して、卒業後に地元に戻ってこられる雇用環境の整備に取り組まれます。

(産業労働部労働雇用課\_2015/11/19)

御指摘のとおり、本県には大学等が少ないことから、県内の高校を卒業して大学へ進学する者のうち8割を超える若者が、県外へ進学しています。

少子化で若者の数が減少している中、景気の回復で企業の採用意欲も高まっており、県内出身の学生が都市部の企業にそのまま就職して、長野県に戻ってこないことを危惧しております。

県ではこれまで、県内外での合同企業説明会や、大学と県内企業との情報交換会の開催、県内就職を希望する学生に対する就職情報のメール配信、企業の採用情報を総合的に掲載する Web サイトの運営などを通じて、Uターン就職を促進してまいりました。

学生に対する情報提供を強化することを目的として、全国の大学と U ターン就職促進協定の締結も進めており、現在の協定校は 31 校となっています。

しかしながら、県内企業の魅力や信州で暮らすことの長所などを十分認識しないまま、就職活動に臨んでいる学生も多く、これは本人や地域社会にとって、大変残念なことと考えています。

	<p>そこで今年からは、銀座 NAGANO を活用して、都内での個別企業説明会を新たに始めたほか、企業の若手社員に協力をお願いして、県内就職を促進する取組を計画しております。</p> <p>具体的には、去る 11 月 9 日に、県内の企業 30 社から選抜していただいた若手社員の皆さん 30 人に対して、知事から「シューカツ NAGANO 応援隊」の委嘱状を交付させていただきました。</p> <p>彼らには、最近就職活動を経験した身近な先輩として、県出身学生のよき相談相手となっていただくことを期待しており、今後、県内外で開催する学生との交流会などに参加していただき、自らの体験を踏まえたアドバイスや、信州での仕事や暮らしの魅力を、学生に直接伝えていただくことを予定しています。</p> <p>さらに、県内の企業、大学、行政が一体となった「信州産学官ひとづくりコンソーシアム」が中心となつて、県内企業によるインターンシップの充実などの検討を進めているところです。インターンシップの充実、企業を知っていただく、またとない機会であり、</p> <p>こうした取組を進めることで学生の県内就職を一層促進してまいります。</p> <p>毎年 2 月に、県と労働局が経済団体を訪問して、新規学卒者の採用拡大への配慮を要請しているところですが、これからも県としては、成長産業の創出支援などによる更なる雇用の受け皿の拡大や、高校生に対するキャリア教育の充実強化などに、より積極的に取り組み、官民を挙げて、地元・信州での就職を一層促進してまいりたいと考えております。</p>
<p>③ 飯田・下伊那地区には、4 年生の大学がなく、高校卒業後は他県へ進学しそのまま都会で就職してしまうケースが多くみられます。<b>大学・専門校などの開校</b>で若者の地元流出を防ぎ、他県からの流入に繋がる施策を、リニア開通と合わせた検討立案を進められたい。</p>	<p>(県民文化部私学・高等教育課_2015/11/25)</p> <p>本県では、県内の大学進学者のうち 83 パーセントが県外へ進学していることから、県内高校出身者の県内大学等への入学促進を図るために県内大学等の魅力と収容力を高め、進路の選択肢を広げる必要があります。</p> <p>このため、「長野県人口定着・確かな暮らし実現総合戦略」において、大学等と連携して県内外から人材が集まる魅力ある学びの場の創出と学生の県内就職促進のための支援を行う信州高等教育支援センター（仮称）を設置し、高等教育の充実を図ることとしています。</p>
<p><b>2.学校における労働教育のカリキュラム化の推進</b></p>	
<p>1990 年代前半のバブル崩壊以降、企業の国際競争の激化により新卒採用の抑制が続き、労働法制の規制緩和と相まって、若者の失業や非正規化が拡大してきました。最近では失業率の低下、有効求人倍率の上昇、非正規から正規への転換が進みつつありますが、改善というにはほど遠いのが現状であり、男女ともに初職から非正規雇用となる若年層が大幅に増えています。</p>	

2008年のリーマンショック時に、連合が緊急に実施した相談ダイヤルでは、若年労働者から多くの訴えが寄せられました。雇用契約締結の有無をはじめ、労働基準法などの労働法制や相談先、あるいは労働組合に関する知識を活かすことができず、不利益を被っていることが明らかになっています。また、いわゆる「ブラック企業」問題は、一部経営者のワークルールに対する認識の欠如と労働行政の怠慢、若年労働者の知識・情報不足、労働組合がある職場の減少、学校における労働教育の不十分さが背景にあると考えられています。

連合が2014年10月に実施した調査によると、「学校で労働教育の知識を学んだ」ことがある若年労働者は70.9%に及んでいますが、29.1%は学んだことがないと回答しています。一方で、「働いていて困った経験がある」若年労働者が約6割おり、そのうち3人に1人が「何もしなかった」と回答しています。また、全体の約7割が「働く上での権利・義務を、学校教育でもっと学びたかった」と回答しています。

つきましては、若年労働者が、学校で身につけた労働教育の知識を職場で活用できる環境整備をはかるため、労働教育の充実およびカリキュラム化の推進に取り組まれますよう要請いたします。

#### ① 労働教育のカリキュラム化の推進について

働く上で必要なワークルールや労働安全衛生、使用者の責任、国際労働機関、経済状況や雇用問題に関する知識を活用できるよう、労働教育のカリキュラム化を推進すること。

#### (教育委員会教学指導課\_2015/11/18)

中学校では、学習指導要領に基づき、社会科の学習において社会生活における職業の意義と役割及び雇用と労働条件の改善について、勤労の権利と義務、労働組合の意義及び労働基準法の本質と関連付けて学んでいます。

また、多くの小・中学校では、キャリア教育の一環として職場見学(小学校79.3%)や職場体験学習(中学校100%)が実施されており、働くことの意義や生き方について、発達段階に応じて学んでいます。

県教育委員会としましては、このような学習の一層の充実を目指して、今後も各小中学校を支援してまいりたいと考えております。

また、教育委員会では「長野県キャリア教育ガイドライン」を策定し、各高等学校がこれまで実施してきた様々な教育活動をキャリア教育の視点で見直し、それらのつながりを意識したキャリア教育全体計画の提出をすべての県立高等学校に求めています。

特に普通科の高等学校においては、キャリア教育の観点を踏まえた学習を確実に進められるように、科目「産業社会と人間」又はそれに類する教科・科目等のような時間を位置づけること、また総合的な学習の時間を効果的に活用していくことについて複数の高等学校を指定してカリキュラム(教育課程)の改善をしています。

また働く者の権利や労働に関する法律、社会保障等については現代社会、家庭基礎等の必修科目でキャリア教育の視点を加えて指導するなど生徒の学ぶ機会を工夫しているところです。

	<p>教育委員会としましては、キャリア教育の一層の充実を目指して引き続き各高等学校を支援してまいります。</p>
<p>② 学校における労働教育の充実について</p> <p>i. 教員がロールプレイやワークショップなどの手法を研究する、あるいは出前講座を受け入れるための時間を確保するなど、働くことの意義や知識を学び活用するための条件整備を行うこと。</p> <p>ii. 労働組合役員やOB・OGなど外部講師による出前講座や職場見学の機会などを含め、働くことの意義や知識を学ぶ時間を設定すること。</p>	<p>(教育委員会教学指導課_2015/11/18)</p> <p>県教育委員会では、初任者研修及び十年経験者研修の研修内容に異業種体験を位置付け、希望に応じた職種の体験を行っています。この研修を通して、教員自身が職業観を広げたり、働くことの意義や知識をさらに深めたりしています。また、このような体験を、児童生徒が行う職場見学、職場体験学習の充実につなげようとしています。</p> <p>また、全ての中学校では、3ヶ年の進路指導計画が作成されており、社会人や企業人講師を招聘した進路講話等を計画的に位置付けて実施しています。こうした学習を通して、「働くことの意義」や「働く者の権利・義務」、「ワーク・ライフ・バランス」など、望ましい職業観・勤労観の基礎を培っています。</p> <p>県教育委員会としましては、以上のように、キャリア教育に関わる教員の資質向上や、児童生徒の学習の一層の充実を目指して、今後も各小中学校を支援してまいりたいと考えております。</p> <p>また、高等学校では、学習指導要領に基づき、現代社会、家庭基礎必修科目において社会生活における職業の意義と役割及び雇用と労働条件の改善について、勤労の権利と義務、労働組合の意義及び労働基準法の精神と関連付けて学んでいます。</p> <p>また、高等学校では、キャリア教育の一環として企業見学や就業体験活動（100%）が実施されています。全ての高等学校では、キャリア教育全体計画が作成されており、また総合的な学習の時間、特別活動を効果的に活用し、社会人や企業人講師を招聘した進路講話等を計画的に位置付けて実施しており、働くことの意義や生き方について学んでいます。</p> <p>こうした学習を通して、「働くことの意義」や「働く者の権利・義務」、「ワーク・ライフ・バランス」など、望ましい職業観・勤労観の基礎を培っています。</p> <p>県教育委員会としましては、以上のような学習の一層の充実を目指して、今後も各高等学校を支援してまいりたいと考えております。</p>

<b>3.技術技能労働者の育成</b>	
<p><b>① 技能五輪への参加の促進</b></p> <p>若年層の技術継承の場として、技能五輪・全国大会があります。2012年には、長野県でも開催されました。</p> <p>県は、継続的に企業内の技能者養成を支援し、参加を促進されたい。</p>	<p>(産業労働部人材育成課_2015/11/19)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県では、ものづくり産業における技能・技術の向上や若年技能者の育成を図るため、中小企業の在職者等を対象に、地域の企業ニーズ等に対応したスキルアップ講座を技術専門校等で実施しており、技能五輪種目に関連した講座も開設しています。</li> <li>○ また、「信州ものづくりマイスター」(県実施)や「ものづくりマイスター」(職業能力開発協会実施)に認定された熟練技能者が、高校生や中小企業の従業員等に対し実技指導を行い、効果的な技能の継承や若年技能者の育成を支援する事業を実施しております。</li> <li>○ 県としては、引き続き、職業能力開発協会等の関係機関と十分な連携しながら、若年技能者の育成支援を継続的に実施するとともに、技能五輪の参加促進を図ってまいります。</li> </ul>
<p><b>② 建設産業の担い手の確保・育成に向けた支援</b></p> <p>長野県においては、過去10年の建設業就業者の減少率が全国で9番目に高く、また全産業就労者減少率のマイナス9%に対し建設業就労者はマイナス34%となっており、将来にわたる社会資本整備・維持管理及び品質確保、災害対応等を通じた地域の維持等に支障が生じる恐れがあります。</p> <p>技能労働者の確保・育成は地域社会にとっても極めて重要な政策課題となっており、とりわけ、住宅建設の中心的担い手である大工・左官等の職種では、就労者数の大幅減少はもとより、高齢化が進み危機的な事態を迎えています。</p> <p>今後のストック市場(中古・リフォーム)を見据えた既存ストックの有効活用をはじめ、長野県で特に顕著になっている空き家の改修や維持・管理など、地域の「家守り」に大きな支障をきたすことが危惧されています。</p> <p>これまで大工技能者を雇用・育成したのは住宅企業、ビルダー、ゼネコンではなく、地域の小零細工務店であり、住宅企業等はそれらを下請・外注で利用しているに過ぎません。一方で小零細工務店は過剰な単価競争により経営体力が弱体化し、若年大工の雇用・育成におけるリスクを抱える余力がありません。</p>	
<p>i. 県はこうした事態を打開し、将来にわたり地域の安心・安全を支える建設・住宅産業の人材を確保するため、小零細事業所に対する雇用支援制度、技能者を育成する技能継承訓練に対する助成制度を創設されたい。</p>	<p>(建設部_2015/12/17)</p> <p>災害やインフラ老朽化への対応など、地域を支える建設業の重要性は増している一方、そこに従事する方々の高齢化や入職者の減少などの現状があり、人材の確保・育成は重要な課題と認識しています。</p> <p>住宅建設に従事する技能者を含めて、産業を支える技能・技術者が減少する中、様々な産業の人材の育成・確保に関する取組を支援していく必要があると考えております。</p> <p>技能者の育成については、産業労働部において、技術専門校における職業訓練や認定職業訓練校に対する運営費等の助成などを実施しており、企業等からの要望に応じたスキルアップ講座も技術専門校を活用</p>

	<p>して実施しているところです。</p> <p>また、建設業に従事する若手技能者の確保・育成に向けた総合的な対策として、建設産業や有識者とともに構成する「地域を支える建設業検討会議」等を通じ、教育機関とも連携して、建設系学科高校生等を対象としたインターンシップや建設現場見学会等を実施しているところです。</p> <p>さらに、地域の住宅建設の中心的担い手である大工技能者の確保・育成については、長野県建設労働組合連合会の組合員にアンケート調査を実施するなど、どのような対策が有効かについて、関係団体と協議を重ねているところです。</p> <p>引き続き、関係部局及び関係団体と連携を図りながら、しっかりと取り組んでまいりたいと考えています。</p>
--	--

### (3)「長野県の契約に関する条例」の適正な運用の促進

#### 1.「長野県の契約に関する条例」の早期の実効性の確保

県は昨年4月に「長野県の契約に関する条例」を施行し、それに伴って契約審議会等において、建設工事などにおける適正な労働賃金を評価する取組を検討しているところです。契約審議会における議論に敬意を表します。

昨年も要請した通り、公契約の取り組みについては、多様化する社会的要請等は県にとどまらず市町村にも求められます。市町村への条例施行後の成果の広報や情報共有化などについて、取り組み方針の具体化と積極推進が必要です。

改めて、以下について現状をお尋ねし、さらに取組みの進展を求めます。

① 県は、**入札参加資格要件の部局間の統一**を、現状の調査を踏まえてさらに進められたい。

(会計局契約・検査課\_2015/11/25)

#### 【現状】

- 条例の基本理念を実現するため、「契約に関する取組方針」を策定し、H26年10月に公表しました。
- 取組方針の中では、「県内の中小企業者の受注機会の確保が図られること」や「事業者の社会貢献活動への配慮」を入札参加資格で配慮することとしており、先行する建設工事に合わせ、物件の買入れ等についても平成27・28年度入札参加資格の更新時に、評価項目を追加したところです。

具体的には、

- ・品質確保に関する取組
- ・労働環境の整備
- ・環境配慮の事業活動

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者などの雇用の促進</li> <li>・男女共同参画社会の形成など</li> </ul> <p>○ また、社会保険の加入を入札参加資格の付与要件としたところです。</p> <p><b>【回答】</b></p> <p>○ これまでも、入札参加資格については、長野県の契約に関する条例の基本理念の実現に資することとなるよう、パブリックコメントを実施し、契約審議会のご意見を聴いた上、建設工事や業務委託など県の契約全体の統一に努めているとことです。</p> <p>○ 今後も、入札参加資格の付与要件や審査項目について、労働環境の整備に取り組んでいる事業者を評価する項目など、統一して拡充が必要なものは、関係部局との連携を図り、研究してまいります。</p>
<p>② 県は、<b>適正な労働賃金の支払い</b>を評価する総合評価落札方式や、印刷、業務委託などの新たな入札制度の早期実施を図られたい。</p>	<p>(会計局契約・検査課_2015/11/25)</p> <p><b>【現状】</b></p> <p>○ 「契約に関する取組方針」における入札方式に関する項目として、</p> <p>18 庁舎等の清掃業務において、一般競争入札に係る最低制限価格制度の拡大を検討する。(一部試行中)</p> <p>19 印刷業務などの製造の請負及び警備業務などの「その他の契約」において、一般競争入札に係る最低制限価格制度の導入を検討する。</p> <p>27 「その他の契約」において、サービスの質の向上、環境配慮及び多様な労働環境の整備への取組を評価項目とする総合評価落札方式の拡大を検討する。(清掃業務において一部試行中)</p> <p>37 「その他の契約」のうち複数年契約に適するものについては、雇用の安定を図るため、その活用の拡大を検討する。(警備業務、受付・電話交換において一部実施済み)</p> <p>75 建設工事において、労働賃金の支払の実態を検証しつつ、適正な労働賃金の支払を評価する総合評価落札方式等を試行する。</p> <p>を取り組んでいくところです。</p> <p><b>【回答】</b></p> <p>○ 建設工事においては、新たな入札制度策定の基礎資料にするため、労働賃金支払実態調査を実施しているところです。</p> <p>○ また、庁舎等の清掃業務、警備業務や印刷においては、最低制限価格制度等の導入、拡大を検討して</p>

	<p>いるところでは。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ さらに、清掃業務などの実施状況を踏まえ、その他の業務委託へもさらなる拡大を研究してまいります。</li> <li>○ いずれについても、長野県契約審議会のご意見を聴きながら、制度の構築に努めてまいります。</li> </ul> <p>(建設部_2015/12/17)</p> <p><b>【現状】</b></p> <p>75 建設工事において、労働賃金の支払の実態を検証しつつ、適正な労働賃金の支払を評価する総合評価落札方式等を試行する。</p> <p>を取り組んでいくところです。</p> <p><b>【回答】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建設工事においては、新たな入札制度策定の基礎資料にするため、労働賃金支払実態調査を実施しているところでは。</li> <li>○ いずれについても、長野県契約審議会のご意見を聴きながら、制度の構築に努めてまいります。</li> </ul>
<p><b>2. 国の法整備と「長野県の契約に関する条例」施行に基づく現場改善</b></p>	
<p>設計労務単価は政策的判断により3年連続で大幅に引き上げられ、ピーク時の1997年の87%の水準となっています。本年1月の発表時には国交相より「現場に従事する技能労働者に賃金上昇の好循環が及ぶことを期待する」という要請もありました。</p> <p>設計労務単価の上昇だけでなく、担い手3法と言われる品確法、入契法、建設業法の改正、県発注工事における失格基準価格の上限値の引き上げなど元請企業には適正な利潤を確保できる環境が整いつつあります。</p> <p>しかし、重層下請構造下の技能労働者の労働環境改善には必ずしもつながっていません。</p>	
<p>① 末端下請けの現場労働者にも適正な労働賃金の支払いが担保される制度を早期に実現されたい。</p> <p>また労災保険法などの趣旨に基づいて一人の労働者も捕捉漏れのない現場管理を徹底されたい。</p>	<p>(建設部_2015/12/17)</p> <p>① <b>【現状】</b></p> <p>75 建設工事において、労働賃金の支払の実態を検証しつつ、適正な労働賃金の支払を評価する総合評価落札方式等を試行する。</p> <p>を取り組んでいくところです。</p> <p>社会保険については、施工体制台帳により加入状況を確認するとともに、未加入の会社があった場合は、元請に対して、加入指導を行うよう求めています。</p>

	<p>県発注の公共工事では、<b>労災保険の加入確認は行っていません。</b></p> <p>労災保険については、<b>基本は元請が加入すること</b>になっていますが、<b>個人事業主(一人親方)は対象外</b>のため、<b>労働者災害補償保険法に基づく特別加入</b>の必要があります。</p> <p>【回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建設工事においては、新たな入札制度策定の基礎資料にするため、労働賃金支払実態調査を実施しているところ。</li> <li>○ いずれについても、長野県契約審議会のご意見を聴きながら、制度の構築に努めてまいります。</li> <li>○ 社会保険、労災保険については、法律違反があれば、法律を所管する行政庁へ通報してまいります。</li> </ul> <p><b>個人事業主については、形式が請負であっても実態が労働者である場合は元請が社会保険に加入しなければいけない場合があります。</b>どのような指導ができるか研究してまいります。</p>
<p>② また、県が発注する工事のみではなく、<b>県下市町村にも具体的な成果や効果が広がるよう広報・啓発活動を積極的に進められたい。</b></p>	<p>(建設部 2015/12/17)</p> <p>②【現状】</p> <p>県の入札制度については、県、国、市町村で組織する長野県発注者協議会で情報交換しているところ。</p> <p>【回答】</p> <p>長野県発注者協議会において、情報提供していきます。</p>
<p><b>(4) 生活困窮者自立支援体制の確立と生活保護の運営体制の改善・充実</b></p>	
<p><b>1.生活困窮者自立支援体制の確立</b></p>	
<p>本年4月から「生活困窮者自立支援法」が施行されたことに伴い、県内10圏域の支援拠点が設置されました。県内では、先立ってモデル事業である「パーソナル・サポート事業」が、他県に先駆けて取り組まれてきました。この「パーソナル・サポート事業」においては長野労働局及び福祉事務所管内の地元公共職業安定所(ハローワーク)との緊密な連携のもとに、雇用に関して実績を上げてきました。</p> <p>「生活困窮者自立支援法」の施行によって担当部が変更され、市町村の行政においてはいくつかの中核市をのぞいて、雇用・労働関係の担当部署を持たないことも指摘されています。引き続き、仕事や生活上での悩みを抱えた人たちに寄り添った支援を行い、就労と生活再建までの手助けを、今後の長野県の発展のために、着実に行われたい。</p> <p>県は、以下の点について、県内の支援拠点が県民の自立、生活再建に資するべく取り組みを進められたい。</p>	
<p>① 就労から生活再建まで、仕事や生活上での悩みを抱える人に寄り添った支援の取り組みを可能</p>	<p>(健康福祉部地域福祉課 2015/11/24)</p> <p>① 県及び市が県内23カ所に設置した「生活就労支援センター“まいさぼ”」では、主任相談支援員、相</p>

<p>にする人材育成と要員を確保すること。</p>	<p>談支援員、就労支援員など計 67 人の職員を配置し、相談者への対応や関係団体との連携等、日々支援のノウハウを積み重ねております。</p> <p>県では、「生活就労支援センター広域連絡会議」を県内各地及び県全域で開催するなど、市とも緊密に連携し、支援水準の向上を図っております。</p> <p>また、一般就労から距離のある方への準備支援を行う「就労準備支援事業」に県として取り組むとともに、県との共同実施を提案するなど市の取組み促進も図っております。</p>
<p>② 法に定められた必須事業である、「<b>自立相談支援事業</b>」について、支援員の適正配置やそのスキル維持・向上に向けた研修を実施する等、必要な対策と予算の確保すること。</p>	<p>(健康福祉部地域福祉課_2015/11/24)</p> <p>② 自立相談支援事業において包括的な支援を実施するためには、人材を育成することが重要であることから、今年度当初予算で必要な予算を確保し、各市も対象とした県独自の研修(年間延べ5日間)を計画的に実施しております。</p>
<p>③ 事業実施にあたり、既に「パーソナル・サポート事業」において実績のある、<b>長野労働局及び福祉事務所管内の地元公共職業安定所(ハローワーク)との緊密な連携を一層強化すること。</b></p>	<p>(健康福祉部地域福祉課_2015/11/24)</p> <p>③ 県及び各市は長野労働局及び地元ハローワークと協定を締結し、ハローワークとの連携による就労支援、相談者の相互紹介、ハローワーク職員による巡回相談など、様々な取組を実施しているところであり、今後も、引き続き密接な連携を図ってまいります。</p>
<p>④ 生活困窮世帯の子どもが成人となり、生活困窮状態に陥る「<b>貧困の連鎖</b>」を防止するため、就学援助制度における準要保護者の対象水準の引き下げを行わず、経済的支援を含めた必要な支援を展開して<b>子どもに対する教育の機会均等</b>を保障すること。</p>	<p>(教育委員会義務教育課_2015/11/18)</p> <p>○ 学校教育法第 19 条で、「経済的な理由により就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、市町村(学校組合)は、必要な援助を与えなければならない」とされており、各市町村(学校組合)で制度を設け、就学援助を行っています。</p> <p>準要保護者に係る援助の財源は、地方交付税等により市町村に措置されているため、必要な援助を行うための十分な財政措置を講ずるよう国へ働きかけてきたところであり、今後も引き続き働きかけてまいります。</p> <p>○ 平成 25 年 8 月からの生活保護の基準額の引下げに伴い、準要保護の認定基準に影響が出ることから、「他制度にできるだけ影響が及ばないように対応する」との政府の方針が出されており、今年度においても 4 月に県教育委員会からも市町村教育委員会に対し影響が出ないように対応いただくよう要請したところです。</p> <p>県内においては、各市町村の対応により、生活扶助基準の見直しによる影響は生じていない状況で</p>

	<p>す。今後も影響が生じないよう、継続して市町村に要請してまいります。</p> <p>○ 就学援助制度の周知については、様々な方法で周知を図るよう市町村に対し依頼してきたところで、文部科学省でも今年10月、ホームページに「就学援助ポータルサイト」を開設するなど取り組んでおり、援助の必要な児童生徒の保護者に対し漏れなく就学援助が実施されるよう、引き続き市町村に要請してまいります。</p>
--	---

**2.生活保護の運営体制の改善・充実**

社会保障制度を拡充することにより、「最後のセーフティ・ネット」としての生活保護に適正な位置づけを与えることが求められています。「第一のセーフティ・ネット」である社会保険等の改善はもとより「第2のセーフティ・ネット」として実施される生活者自立支援法が有効に機能し、「最後のセーフティ・ネット」として利用しやすく自立につながる生活保護制度を整備することが求められている。

<p>① 生活保護制度の見直しによる扶養義務の強化等が生活保護からの排除にならないよう、社会福祉法の理念を実現する業務内容の徹底を図られたい。</p>	<p>(健康福祉部地域福祉課_2015/11/24)</p> <p>○ 生活保護法が一部改正され、平成26年7月1日から、扶養照会を行った後、福祉事務所が保護の決定・実施等のために更に調査する必要があると認めるときには、その必要な限度で、扶養義務者に対して、扶養の可否について改めて報告を求めることができるようになりました。(新設：法第28条第2項)</p> <p>○ また、保護開始後に、「扶養義務者に対する報告徴収や家庭裁判所の審判等を経た費用徴収」があり得ることなどから、その対象となり得る扶養義務者に対しては、事前に親族が保護を受けることを知っておくことが適当との観点から、保護開始の決定の際にその事実を扶養義務者へ通知することとされました。(新設：法第24条第8項)</p> <p>○ 扶養義務者への報告徴収及び通知の対象となり得るのは、明らかに扶養が可能と思われるにもかかわらず扶養を履行していない場合に限定されています。</p> <p>○ 扶養義務者からの扶養は保護を受給するための要件ではなく、保護に優先されるという考え方に変更はありません。今後も保護が適切に実施されるよう各福祉事務所に対して指導してまいるとともに、支援が必要な人に確実に保護を実施するという考え方にに基づき、生活保護法施行事務の適正実施に努めてまいります。</p>
---	---

**(5) 切れ目のない医療サービスを提供する体制の確立**

**1.「地域包括ケアシステム」、「地域医療構想」の具体化**

国は、在宅医療を重視した診療報酬改定、一般病床の機能分化、地域の医療・介護政策を見直す都道府県医療計画の策定など医療・介護提供体制の改革を進め

ています。連合長野も、従前から地域医療体制の拡充について求めてきているものの、その進捗は改革のスピードに追い付いていない現状です。

① 県は、「地域包括ケアシステム」を構築するため、「地域医療構想」の策定に向けた新たな「病床機能報告制度」を着実に運用し、病床の機能分化と、医療機関同士および医療と介護の連携を強化されたい。

(健康福祉部医療推進課 2015/11/24)

病床機能報告制度により、各医療機関が有する病床の現在担っている機能と、6年後に予定している病床機能のほか、具体的な医療の内容、医療従事者数、医療機器等の保有状況及び入院患者数などの情報を平成26年度から毎年報告していただくことになっています。

平成26年度の医療機関からの報告による県内の病床機能の状況は、高度急性期3,381床、急性期9,660床、回復期2,005床、慢性期4,389床無回答237床合計19,672床であり、急性期機能が多く、回復期機能が少ない実態が明らかになりました。

ただし、平成26年度は調査初年度であり、医療機関が4つの病床機能について病棟単位で選択して自己申告する方式のため、医療機関によって選択の判断が異なるなどの課題がありました。

平成27年度の報告については、来年3月上旬を目途に取りまとめを行うこととなっておりますが、2回目ということもあり、より正確な報告が期待できるところです。

今後、とりまとめた情報については、地域の医療機関が担っている医療機能の把握・分析を行い、「地域医療構想」の策定(平成28年度末までに策定)に活用していく予定としています。

② 「地域医療構想」の策定においては、地域医療提供体制の確保・充実をめざす観点から、保険者・被保険者(労働者)の代表を議論に参画させさせられたい。

(健康福祉部医療推進課 2015/11/24)

地域医療構想の策定及び実現に向けては、人口の減少や高齢化の進展が見込まれる中、地域の実情に即した医療提供体制となるよう、地域の様々な関係者が話し合い、医療機能の役割分担・連携を進めていくことが重要であると認識しています。

構想の策定に向けて、今年10月に医療保険者の代表者等医療を受ける方にもご参加いただいた「地域医療構想策定委員会」を設置し議論が始まったところです。

また、来年1～2月にかけて2次医療圏ごとに「地域医療構想調整会議」を設置する予定としており、この調整会議にも、医療関係者をはじめ行政、医療保険者とともに、医療を受ける住民等関係の皆様にもご参加、ご協議をいただき、平成28年度末までに地域医療構想を策定する予定です。

地域医療構想の策定に際しては、地域医療構想策定委員会や地域ごとに行う調整会議において、関係者の意向等を十分に聞きながら広範な関係者の合意形成が図られるよう、丁寧に策定作業を進めてまいりますので、ご支援ご協力をお願いします。

<p><b>2.就労看護師 200 万人体制の実現</b></p> <p>看護師不足は医療現場における労働環境の悪化に伴って経験豊富な人材の確保が困難な状況が発生させています。</p> <p>昨年の県政要求において、「医療現場の労働環境の整備と人材育成」として、看護師不足について提言し、県側より「新規養成数の確保」「離職防止・再就職促進」「人材確保・資質向上」を中心に取り組んでいるとの回答を得ました。しかし、今なお多くの介護福祉士と看護師が職場を立ち去る一方で、全国では、ほぼ 25 万人労働者が介護・看護サービスの供給を受けられず、親族の介護・看護のためとして離職しています。</p> <p>就労看護師 200 万人体制の実現に向け、以下の取り組みを進められたい。</p>	
<p>① 長野県における実態を掌握し、介護・看護離職が発生しないよう、個別情報の収集体制、支援体制の構築を図られたい。</p>	<p>(健康福祉部医療推進課_2015/11/24)</p> <p>看護職員の確保については、「新規養成数の確保」「離職防止・再就業促進」「人材確保・資質向上」を中心に取り組んでいるところです。</p> <p>① 長野県の現在の就業看護職数は約 2 万 8 千人であり、人口 10 万対で全国と比較すると中間位にありますが、県内の離職者の実態を掌握するため、ナースバンクの求職登録者に対し就業調査を実施し、離職理由や復職希望に関する実態の把握に努めております。</p> <p>また、家族の介護や看護を理由とした離職を防止するためには、育児・介護休業法に基づく制度の推進が重要であると認識しており、医療勤務環境改善支援センター等による、相談窓口の設置や医療機関へのアドバイザー派遣を行うとともに、引き続き、病院内保育所の整備・運営に対する補助などにより労働環境の改善を支援し、看護職のワーク・ライフ・バランスを推進しています。</p>
<p>② ナースセンター事業による再就業相談や再就職支援研修等、経験者の人材確保に継続して取り組むとともに、県内市町村、事業者に対して、県としての情報提供を行われたい。</p>	<p>(健康福祉部医療推進課_2015/11/24)</p> <p>② ナースセンター事業による再就業斡旋、再就職支援研修会はハローワークや医療機関との連携強化を図り実施するなど、経験のある人材の確保に引き続き取り組んでまいります。また、今年度創設された「看護師等免許保持者届出制度」による離職者等のナースセンターへの届出を推進し、就業されていない方の把握や復職支援に努めております。</p> <p>市町村及び事業者への情報提供については、必要に応じて行ってまいります。</p>
<p>③ 看護職員については、養成拡大や潜在看護職員の活用を図るために、看護大学の定員拡大及び大卒社会人経験者等を対象とした新たな養成制度の創設などの推進施策を実行されたい。</p>	<p>(健康福祉部医療推進課_2015/11/24)</p> <p>③ 看護大学の定員については、教育環境を踏まえた上で定員拡大について検討するとともに、大卒社会人経験者の看護職の資格取得を促進するため、看護師等学校養成所に対し「社会人入学試験」の実施や授業料等の経費の一部を公共職業安定所（ハローワーク）が本人に支給する「教育訓練給付制度」</p>

の指定申請をはたらきかけるなど、新規看護人材の確保を引き続き行ってまいります。

## (6) 介護サービスの安定的な提供と介護人材の処遇改善・専門性の向上

介護保険制度改正により、要支援者に対する保険給付「訪問介護・通所介護サービス」が、市町村総合事業への移行が進められています。

県は保険者でなく、総合事業は市町村実施ですが、県内市町村における移行時期はそれぞれであり、現在、サービス水準を低下させず、かつ介護予防、日常生活支援の新たなサービスの実施方法、基準などが検討されています。

円滑な移行、実施に向けて、以下の取り組みを求めます。

① 県内各市町村、広域圏域の状況を把握すると共に、市町村職員、地域包括支援センター職員、生活支援コーディネーターなどへの研修、新たなNPO、ボランティア団体などの育成、確保に努められたい。

### (健康福祉部介護支援課 2015/11/24)

- 新しい介護予防・日常生活支援総合事業については各保険者の判断により、平成27年4月から平成29年4月までの間に開始されるため、県では、各保険者の状況把握や事業開始に向けた研修会などにより、保険者が円滑に事業を始められるよう取り組んでいます。
- 総合事業の開始の状況については、平成27年4月から御代田町が開始し、平成28年3月に1保険者、平成28年度中に18保険者、平成29年4月から39保険者が事業開始を予定しており、4保険者は開始時期未定となっております。
- また、市町村、地域包括支援センター、生活支援コーディネーターを対象とした研修会を次のとおり開催し、情報共有や事業開始に向けた準備を支援しています。
  - ・市町村、地域包括支援センター職員を対象として、先行して事業を開始した御代田町の取組や総合事業の目的の周知を図る研修会を10月16日に開催。
  - ・本事業を円滑に進めるうえでは、地域の多様な担い手の参画を得ることが不可欠であり、その中心となる生活支援コーディネーター養成のための研修会を11月6日に開催。
  - ・市町村等の担当者に対し、生活支援コーディネーターの役割や配置についての理解を深めることを目的とした研修会を11月5日に開催。
- 今後は養成した生活支援コーディネーター同士の情報交換やスキルアップを行える場の設定を計画しており、生活支援コーディネーターとして配置された者に対する支援を継続的に行ってまいります。
- ボランティア等の養成については、地域支援事業の中で市町村が行うものとされているところではありますが、生活支援コーディネーターや市町村が、NPOやボランティア等と適切に連携がとれるよう、研修会や情報共有の場を設けてまいります。

	<p>○ 今後も継続的な支援・人材育成に努めてまいります。</p>
<p>② 介護福祉施設の職員も不足しており、過酷な勤務を強いられている状況です。今後10年先に団塊世代が75歳を向かえば、更に施設入所の需要が大きくなることが予想され、将来の長野県をしっかりと見据えた政策・施策を早急に検討されたい。</p>	<p>(健康福祉部介護支援課 2015/11/24)</p> <p>○ 平成27年度からの第6期長野県高齢者プランは、介護需要が高まる75歳以上の人口がピークに近くなる平成37年の社会を見据えて、「地域包括ケア体制」を全日常生活圏域に構築していくために、その最初の3か年の計画として策定したものです。</p> <p>○ 今後、要介護・要支援認定者も増加していくと考えられる中、施設整備について、特別養護老人ホームでは平成26年度末の定員12,221人を29年度までに1,421人増の13,642人とするを目標に計画的に整備を進めてまいります。</p> <p>○ 一方、多くの高齢者が可能な限り自宅での生活や介護を希望していることから、高齢者のニーズに合わせて必要な在宅介護や生活支援のサービスを提供する体制の整備も進めてまいります。</p> <p>○ このような施設整備や在宅サービスの整備のほか、医療と介護の連携強化や認知症高齢者ケア体制の整備などを通じて、各日常生活圏域で「地域包括ケア体制」が構築されるよう取組を進めてまいります。</p> <p>○ 特に、介護人材の確保に関しては、第6期長野県高齢者プラン(H26)において、計画期間内の2017年には、現在よりも0.6万人多い4.0万人。10年後の2025年には、現在より1.2万人多い4.6万人の介護職員が必要と推計しており、確保対策の充実が急務と考えています。</p> <p>○ こうした状況を踏まえ、介護人材の確保に向けて、今年度から地域医療介護総合確保基金等を活用し、「入職促進」、「労働環境・処遇の改善」、「資質の向上」の3つの観点で施策を展開しています。</p> <p>○ 具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な人材の入職を促進するためのマッチングや、資格取得のための研修支援。</li> <li>・「モデル給与表・給与規程」の作成による介護職員の労働環境・処遇改善の促進。</li> <li>・キャリアアップを見据え、介護の職場の職層に応じて必要となる知識・技術を習得してもらう研修の実施。</li> </ul> <p>等に取り組んでいるところです。</p> <p>○ 今後も、県民や関係機関の意見を反映しながら、有効な施策を展開してまいります。</p>
<p><b>(7) 幼児期教育、義務教育支援の着実な実施</b></p>	
<p>長野県では、30人規模学級が進められているが、その中にもあっても学級運営に教職員が苦慮されている状況が伺える。幼少期から小学校、中学校への継続した</p>	

対応も必要であると感じる。各市町村では支援員やE L Tの雇用など、地域の教育施設としての支援等も行っている。

① 子育てに不安を抱える保護者の支援、教職員に個々の児童・生徒と向き合える時間が確保されるよう、学校の教職員体制及びそれをサポートする体制のより一層の充実を図られたい。

(教育委員会事務局義務教育課\_2015/11/18)

- 信州小人数教育推進事業により、小中学校の全学年で 30 人規模学級等を実施しています。これにより、個々の児童生徒とのコミュニケーションが密になり、いじめや暴力行為の発生件数の減少、中学校の不登校生徒の減少等とともに、学力も徐々に向上しています。また、保護者からも「様々なことに丁寧に対応してもらいありがたい」などとの声をいただいています。
- さらに、長野県教育委員会では小・中学校の教職員体制を支援するため、学校の実情を伺いながら、養護教諭の複数配置、発達障害・重度障害支援、問題行動・不応支援等、国の加配定数を活用した特別加配を行っています。
- 保護者の支援については、現在、教育事務所にスクール・ソーシャル・ワーカーを配置しているところですが、配置の拡大について検討をしているところです。
- なお、市町村では、国の交付金を活用して、特別支援教育支援員を配置していただいております。
- また、長野県教育委員会では、平成 26 年 3 月に「教職員の業務を改善し、子どもと向き合う時間の確保・充実を図るための総合的な方策」を策定するとともに、平成 27 年 3 月には「実践事例集」を作成、周知し、市町村教育委員会を通じて時間外勤務時間縮減等の実効性のある取組を行うように働きかけてきました。
- 各学校で策定している業務改善計画に沿った取組の結果、本年度の 4・5 月の時間外勤務時間調査では、県下小中学校全体で前年比 7.5%削減することができ、来年度に向けて引き続き取組を強化しているところです。
- これからも教育事務所において各学校の実情を把握しながら、県としての役割の中で支援してまいりたいと考えております。

## (8) 安全・安心の住まいとまちづくりの推進

### 1.長野県の将来交通ビジョンにもとづく交通政策の推進

交通基本法は 2013 年 11 月 27 日に成立し、同年 12 月 4 日に公布・施行されました。

交通政策に関する基本理念やその実現を図るために講ずべき施策を規定するとともに、国、地方公共団体、民間事業者、そして国民がそれぞれ責務と役割を有し、その適切な役割分担と有機的・効率的な推進の下に交通政策を推進すべきであると定めています。

これに基づいて交通基本計画が策定され、交通政策の長期的な方向性を踏まえつつ、政府が今後講ずべき交通に関する施策について定め、閣議決定及び国会に対する同計画の報告を義務付けるとしています。

① 県としても**交通ビジョン**をさらに具体化するために、国と県、県と各自治体と協調しながら長野県交通計画を策定し、計画の進捗状況を報告する仕組みを構築されたい。

(企画振興部交通政策課 2015/11/19)

- 長野県では、「長野県新総合交通ビジョン」において、県が目指す交通の将来像として「長寿社会の確かな暮らしを支える地域交通の確保」をはじめ3本の柱を掲げるとともに、それらの将来像の実現に向けて、県が取り組むべき「施策の方向」を各分野にわたり明確にしています。それらを踏まえて、個別の施策の具体化を進めてまいります。
- 公共交通の利用促進を図るにあたり、自発的に行動の変容を促すモビリティ・マネジメントの手法が効果的であり、その普及が期待されていることから、本年5月に地方自治体や交通事業者等の実務担当者をメンバーとした「長野県モビリティ・マネジメント検討チーム」を立ち上げ、これまで県外における先進的な事例の研究などを行ってまいりました。  
今後、長野県内におけるモビリティ・マネジメントの効果的な実施方法等を検討し、その普及に取り組んでまいります。

② 県が進めている**モビリティ・マネジメント検討委員会**では地域交通の利用促進を高める事を目的とされています。しかしながら現状は、社会基盤として必要不可欠な公共交通は交通事業者の経営努力だけでは事業の存続が厳しい現状にあります。  
地域公共交通は利用者あつての交通機関であることから、持続可能な公共交通の維持発展のために、より具体的に実効性あるものとしてまとめられたい。国の補助対象にならない不採算路線などへ県独自の支援策を講じられたい。

(企画振興部交通政策課 2015/11/19)

- 地域公共交通の確保について、県は広域的な観点から、幹線バス路線を維持するための経費等を交通事業者に対して支援しているところですが、本年度より、県がバス車両を購入し、乗合バス事業者へ貸与する「県有民営」の手法も導入したところです。  
また、既存の交通体系を見直し、より効率的な移動手段の確保に取り組む市町村を支援するため、「地域交通システム再構築促進モデル事業」を実施しています。  
なお、地域公共交通に対する支援制度の改善と地方財政措置の充実については、引き続き、国に対して要望してまいります。

## 2.リニア新幹線の開通を見据えた交通網の整備

地方版総合戦略においては、仕事づくりと並んで、地域での結婚・出産・子育てを考えないと地域活性化は厳しい。やはり各地域に人の流れが出来るような環境の整備が必要です。伊那谷地域ではリニア中央新幹線・三遠南信自動車道開通による移動時間の飛躍的な短縮によ

り、社会や交流人口の拡大、産業振興や暮らしの向上に対して大きな期待をしています。	
<p>① 地元行政や地域住民の要望等を極力取り入れ、利用が促進される計画の実現に向けて国・県・市町村、交通事業者等が一体となって多くの意見交換がなされる会議の場を確保し、計画をすすめられたい。</p> <p>② リニア中央新幹線長野県駅(飯田市)を起点とした公共交通機関を含めて、周辺インフラ整備をはじめ、長野県の「顔／玄関口」の一つとして活用できる県としての施策や近隣市町村等への支援を継続して検討されたい。</p>	<p>(企画振興部地域振興課 2015/11/19)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ リニア中央新幹線は、長野県と関東・中部・近畿圏の交流、連携の強化や産業の活性化への効果に加え、地域振興にも大きく寄与すると期待されます。</li> <li>○ 県としても、経済的効果や利便性が、広範囲にわたるよう関係市町村と取り組みを進めており、26年3月にはリニア開業を見据えた地域づくりの指針として「リニア活用基本構想」を策定しました。この構想では、リニアの整備効果を広く県内に波及させることを目指しています。</li> <li>○ また、現在は「リニア中央新幹線整備を地域振興に活かす伊那谷自治体会議」により、リニア中央新幹線の整備を上伊那地域・飯伊地域の広域的な地域振興につなげ、伊那谷の発展に資するために目指すべき姿について検討が行われています。</li> <li>○ 同会議では、27年2月に今後のリニアに関する地域振興の方向性をまとめた「リニアバレー構想」の骨子を策定しました。</li> <li>○ 地方創生の流れの中で、地方版総合戦略とも整合を図りながら市町村と議論を深め、構想の具体的な取組内容などを整理した上で、年度内に「リニアバレー構想」を成案とする予定です。</li> </ul>
<p>③ リニア新幹線の2027年開業を見据え、それまでに二次交通の確保、拡大を行い、地域振興に結び付けて進められたい。</p>	<p>(企画振興部交通政策課 2015/11/19)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ リニア中央新幹線開業に伴う二次交通の確保に関しては、「長野県新総合交通ビジョン」や「長野県リニア活用基本構想」において、具体策を掲げているところであり、その実現に向けて、国や市町村、交通事業者等と連携し、取り組んでまいります。</li> </ul>
<b>3.災害に強い地域と住宅づくり</b>	
<p>昨年末に発生した、長野県北部地域を震源とするマグニチュード6.7の「神城断層地震」において、死者・行方不明者がいなかったのは、まさに不幸中の幸いでしたが、住宅被害についてみると、全壊81戸、半壊167戸、一部損壊が1,824戸と、甚大な被害が出ました。</p> <p>地震直後より、県建設労連が県建築士会と共同で行った住宅相談では、「今回の地震では持ちこたえられたが、積雪や強い余震があった場合に、倒壊の不安がある」と思っている住民が少なからずいることがわかりました。</p> <p>長野県は糸魚川—静岡構造線上に位置しており、大規模地震の30年以内の発生率が14%という高い確率が示されています。その場合、甚大な被害が出ることは必至です。</p> <p>「長野県耐震改修促進計画」の被害想定によると、北部と中部で合わせれば6,000人を超す死者との見込みです。</p>	

住宅の耐震化率については、現状 72%という数字が示されています。長野県の目標数値である 90%にはまだ届いていません。そこで、住宅の耐震改修率を上げ、いかに死者数を減らすことができるかが課題だと考えます。

現行の耐震改修に対する助成金制度では、施工の 1/2 を施主が負担し、上限 120 万円の範囲内で、残りの 1/2 を国、県、市町村で負担する仕組みとしています。

しかし、耐震改修の施工では、① 高額になりやすく、助成制度があっても、なかなかインセンティブが働かないこと。② 目に見えるような住宅の「変化」がないため、住環境改善を目的とする消費者にとっては、なかなか手が出ない。というような理由により、耐震改修が進まない現状があります。

住宅全体を施工対象とする現行の耐震改修より、費用の面ではるかに負担が軽くなり、耐震化が進むと考えます。すでに東京都では、高齢者宅、障害者宅を対象とし、区市町村連携した助成制度があります。

① 県独自の耐震シェルター設置にかかる助成制度、および県を中核とした住宅相談ボランティア体制の検討を進められたい。

② 住宅内の一部屋（寝室が主）でも耐震シェルター化の施工をすることで、住宅の耐震化を促すような長野県独自の助成制度を創設されたい。

③ 被災者に対する住宅相談ボランティア体制について、平時から県をセンターに各団体が連携して被災自治体の要請に応えられるような体制づくりを検討されたい。

(建設部 2015/12/17)

県では、既存建築物の耐震性を確保し、今後予想される地震災害に対して県民の生命・財産を守るため、「長野県耐震改修促進計画」を定めるとともに住宅等の耐震診断、耐震改修を進めてきました。

平成 25 年時点の県内の住宅の耐震化率は推計値で 77.5%であり、当該計画に定めた平成 27 年度における目標値 90%に届かない状況です。

ご指摘のとおり、住宅の耐震改修が進まない要因のひとつは費用がかさむことにあります。県では、大地震時に倒壊する可能性はあるものの瞬時には倒壊しない程度の耐震改修工事も補助対象としています。

具体的には、改修後の地震に対する耐震指標を 1.0 以上ではなく、0.7 以上にすることを認めていることから、耐震シェルターについても、この枠組みの中での対応をお願いしたいと考えています。

また、最初に耐震改善工事で 0.7 以上にし、その後さらに 1.0 以上に増強する段階的な耐震改修工事を行えば、最初の工事で必要となる費用が抑えられるため、これを十分周知してまいります。

地震で住宅を被災された方への住宅相談を実施するに当たっては、住宅の修繕・建設等に係る知識・技術を活かしたボランティアの皆様の果たす役割は大変大きいことから、平時より関係団体の皆様との意見交換などを通じて、震災時に住宅相談ボランティア体制が円滑に進むよう、取り組んでまいります。

## (9) 地産地消の推進とさらなる食育の充実

食育と地産地消の推進に向け、学校給食や公共・福祉施設における地場産の利用促進を図るため、具体的な実践方策が計画・実施されています。とりわけ、学校給食への県産農産物利用割合は 2014 年度の年間平均で 43.8%となり、前年度を 1.2 ポイント増加するなど確実に成果が出ています。

今後ともこの傾向を維持・発展させていくために、次のことを要請します。

<p>① 公共・福祉施設における地場産品の利用促進を進められたい。</p>	<p>(農政部農業政策課農産物マーケティング室_2015/11/24)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地産地消の推進については、地産地消が県民運動となるよう、JAグループ、信濃毎日新聞社、八十二銀行、県で構成する『『おいしい信州ふード(風土)』を食べよう！育てよう！地産地消キャンペーン推進委員会』が、協賛企業(平成27年12月現在28社)と連携し、様々なイベントでの広報活動を積極的に展開するなど、県民への浸透に努めています。</li> <li>○ 特に、学校給食における県産農畜産物の利用率については、地産地消キャラクター「旬ちゃん」の学校訪問により、児童生徒と一緒に地産地消を学び、子どもたちに地域の農産物や食などに対する理解を深める取組などを進めた結果、2014年度(年間平均)で43.8%であり、学校現場における地産地消の重要性の理解が進んでいます。</li> <li>○ さらに、地域ごとに特色ある農畜産物について地域の多様な人々が連携し、「地域ぐるみ」で共有・発信する取組を促進するため、栽培の歴史やおいしさの理由、地域の文化を背景とした生産者の思いやこだわりなどを「物語」として取りまとめ、地域の農産物直売所や、ホテル・旅館等で積極的に活用いただき、消費者に対する情報発信の充実を図っております。</li> <li>○ また、地域の福祉施設等での地場産農産物の利活用促進につきましては、医療機関による地域食材を活用した健康食メニュー、健康商品の開発や給食等でのレシピ活用を進めるため、企業や団体・県民の皆様が県産農産物の素晴らしさを学び、自ら積極的に発信する実践者を増やすことを目的とした「アカデミー活動」において、メニューや商品の開発を支援しています。</li> <li>○ 今後も、地域の農畜産物に対する理解を深めていただき、公共・福祉施設においても、地場産品の利活用を促進していただけるよう、引続きこれらの取組を効果的に進めてまいります。</li> </ul>
<p>② 学校給食へ地場産品の活用を働きかけ、長野県らしい食育の充実化を図られたい。</p> <p>③ 学校での食育に携わる管理栄養士や教員のさらなるスキルアップを図り、食育を充実化させたい。</p>	<p>(教育委員会事務局保健厚生課_2015/11/18)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校給食に地場産物を活用することは、子どもたちが食材を通じて地域の自然や文化、産業等に関する理解を深めるとともに、それらの生産等に携わる人々の努力や食への感謝の念を育むなど、食育に大きな効果が期待できます。</li> <li>○ 県教育委員会としては、引き続き県農政部と連携して、学校給食における県産農産物の利用促進に取り組むとともに、学校給食で地場産物を活用する意義等を、食育推進の立場からさらに啓発していきたいと考えています。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ また、栄養教諭や学校栄養職員の資質向上のため研修会を実施するとともに、学校教育活動全体で食育の推進に取り組む体制整備を進め、各学校が自ら作成する「食に関する指導の全体計画」に基づき、組織的かつ継続的、体系的な指導を実現するよう働きかけてまいります。</li> </ul>
--	--

**(10) 農林水産業の成長産業化と地域の活性化の推進**

**1. 農地に係る国の農業政策について**

今年4月3日に閣議決定され、今国会で審議されている「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案」では、農協改革と合わせて農業委員会法の改正と農地法改正を行うとしています。この法案は「農業生産法人」の呼称を「農地所有適格法人」に改め、企業出資比率の上限を現在の25%以下から50%未満とするなど、これまで以上に企業参入が容易になります。

今回の改正では、法人による農地取得要件の緩和にとどまっていますが、規制改革会議での論議経過では、企業による農地取得の解禁を強く求める主張がされています。こうした主張が現実化されると、これまでの企業参入とは様相が異なる、大規模企業への農地解禁が懸念されます。

① 大企業への農地解禁による農業参入は、長野県農業を形成している家族農業を衰退させることに繋がりがかねないことから、農地政策については、これ以上企業参入が広がらない政策となるよう、国に働きかけられたい。

**(農政部農村振興課\_2015/11/24)**

- 長野県の農業は11万9千余の農家等により、11万1千ヘクタール余の農地を活用し、水稻、園芸作物を中心とした作物の栽培が行われています。
- 一方で、本県農業を支えてきた昭和1ケタ世代とその後世代の農業者のリタイアや経営規模の縮小が急速に進み、いわゆる「産地」の維持や農地の経済的利用が困難となりつつあります。
- 県では、この様な状況を踏まえ、平成24年に策定した「第2期長野県食と農業農村振興計画」において、新規就農者の誘致や農業経営体の法人化などにより担い手を確保し農地利用を高めるとともに、企業の農業参入については、新たな需要の開拓や商品開発などを通じた地域農業の活力向上が期待できる場合や、担い手や地域の兼業農家だけでは農地利用が困難となっている場合など、地域の実情を踏まえた上で促進していくこととしているところです。
- 既に、農業参入した企業が、遊休農地を再生・活用している事例や、農業者と連携し新たな品目の導入やその加工品の販売を行う事例など、本県の農業生産力や地域住民の活力を高める取り組みが各地で見受けられる状況です。
- 県といたしましては、引き続き、市町村やJA等の地域の意向を踏まえつつ、企業の農業参入を進めて参りたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

## 2. 農業の6次産業化

農林水産物の価値を高め、その新たな価値を生み出すことを目指して、2011年3月に「六次産業化法」が施行されました。農水省が7月に公表した「六次産業化・地産地消法に基づく認定事業者に対するフォローアップ調査の結果」によりますと、「加工や直売を始めとする6次産業化への取り組みは、売上げの向上を通じて農林漁業経営の安定に一定の寄与はしているものの、収益性を見ると、農林漁業経営の改善という効果を十分に発現させるには、なお時間を要する状況となっている。」などの総括がされ、課題が多くあることが明らかになっています。

六次産業化につきましては、当初から起業にあたっての経営のノウハウ、販売面、技術面等多くの課題があると指摘がされていました。そのことから、連合長野が行いました昨年度の県政提言でも「六次産業化を推進するに当たり、様々な課題が解決でき得るアドバイス機能・体制の充実を図ること」「市町村への支援策実行」を要請したところです。

① 今後とも六次産業化の起業コンセプトを「地域振興と地域における雇用創出」を主体とし、国が総括した課題や県的な課題解決と、地域の特性をより活かした事業展開ができるよう、人的な面も含めた市町村への支援策を充実していくことを要請します。

(農政部農業政策課農産物マーケティング室\_2015/11/24)

- 意欲ある農業者が主体となり、市町村が積極的に支援する中で、地域資源を徹底的に活用し、新たな付加価値を生み出すことで農業者所得の向上に繋げる6次産業化の取組は、極めて重要なものと考えています。
- 一方、総合化事業計画認定者の中には小規模な事業体も多く、経営管理能力のある人材の育成や、商品開発、販路開拓等が課題であると認識しております。
- 県としても、このような課題に対応するため、平成25年に農業団体、金融機関などで構成し、総合的な支援を行う「信州6次産業化推進協議会」を設立し、6次産業化を目指す事業体に対し、支援施策の周知と活用の促進、研修会を通じたスキルアップなどに取り組んでおります。
- また、事業者をより身近なところでサポートするため、県内に3名の地域推進員を配置するとともに、県内10広域に「地域推進協議会」を設置し、市町村、農業団体、金融機関等と一体となって、事業化から事業実施のフォローアップまでを支援しております。
- さらに、商品開発や販路開拓等の課題解決のため、22名の専門家を「信州6次産業化プランナー」として登録し、きめ細かに支援をしております。
- 今後も、関係機関と連携を図りながら、地域活性化に寄与する事業体を育成してまいります。

## 3. 第2期長野県食と農業農村振興計画の実行について

「長野県食と農業農村振興の県民条例」に基づく「第2期長野県食と農業農村振興計画」の実現に向け、「夢に挑戦する農業」「皆が暮らしたい農村」を基本方向とし「夢ある農業を实践する経営体の育成」など6つの柱に沿った施策が実行されています。農業者の高齢化、耕作放棄地の増加など、非常に厳しい情勢にあ

る長野県農業を、将来が見える農業に発展させていくために、この振興計画には大きな期待がかけられています。

① 3年目をむかえたこの振興計画を進め、実現させるため、計画の達成指標の進捗状況や基本方向別施策の実施状況を毎年十分に把握し、すべての施策が確実に実践されるよう展開されたい。

(農政部局農業政策課\_2015/11/24)

- 「第2期長野県食と農業農村振興計画」に掲げた施策や経済努力指標の農業農村総生産額 3,050 億円、達成指標 32 項目の目標の達成に向け、関係機関が連携して取組を推進しています。
- 計画の実効性を高めるため、施策や達成指標などについて、各年度の取組状況を検証し取りまとめた「年次報告書(実績レポート)」を作成し、長野県議会への報告と県民への公表を行い、計画遂行の透明性を確保しつつ、計画実現に向け取り組んでいるところです。
- また、計画を着実に推進するため、当該年度に取り組む事項や支援事業、単年度の目標数値を記載した「実行計画(アクションプラン)」を作成しています。
- 本年9月に報告しました「平成26年度実績年次報告」では、進捗管理を行っている達成指標 32 項目のうち、平成26年度は17項目の指標で単年度目標を達成し、その内、最終年の平成29年度目標を達成した項目が2項目ありました。
- 今後とも、戦略的で実効性の高い取組を推進するとともに、県下10地区においても、各地区が設定した重点戦略における達成指標の実現に向け、市町村・農業協同組合・農業委員会など地域の農業団体と連携して取り組んでいます。

### (11) 林業の産業基盤の確立と森林整備・保全対策の積極的な推進

昨年、県では7月の第4日曜日を「信州山の日」として制定し、さらに7月15日から始まるひと月を「信州山の月間」としました。

この期間を契機として、各種の行事、取組みを行い、県民共通の財産であり貴重な資源である「山」に感謝し、山に親しみ学び守る機運を醸成することとしています。大切なことと思いますが、山林の現状に対してより具体的な方策が求められます。

また、「山村振興法」が本年3月改正され、法の基本理念に「地域の特性を生かした産業の育成による就業機会の創出、山村における定住の促進」等が盛り込まれ、定住促進に向けては「地域企業の受注機会の増大や所得向上に向けた支援等を検討すること」等の附帯決議が確認されています。

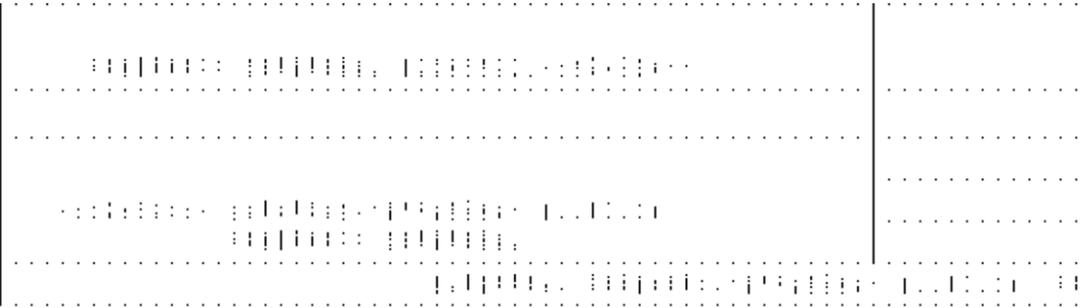
① 災害対策や森林保全としての治山事業、松くい虫対策など、必要な事業を継続的に推進し、長野県の自然環境を次世代に残していけるようお願いしたい。

(林務部森林づくり推進課\_2015/11/24)

#### 1 治山事業について

本県の急峻な地形、複雑な地質構造等を反映し、山腹崩壊、地すべりや土石流による山地災害のおそれがある危険地区が県内民有林には約7,400箇所存在します。これに対し、公共治山事業、県単治山事業により、荒廃地の復旧や未然に災害を防ぐための施設整備、森林整備を実施しています。

治山事業関連予算の確保については、国に対し引き続きあらゆる機会を通じて要望・要請等を行うほか、航空レーザ測量成果を活用した要整備箇所の選定等により、効率的かつ経済的に事業効果を早期に発揮してまいります。



## 2 松くい虫被害対策について

本県の松くい虫被害は、昭和 56 年の被害確認以降拡大し、平成 25 年には被害材積で約 7 万 9 千 m<sup>3</sup> となり、平成 26 年度も約 7 万 6 千 m<sup>3</sup> と深刻な状況です。

このため、薬剤による予防散布や被害木の伐倒駆除、アカマツ以外への樹種転換を効果的に組み合わせ、総合的な防除対策を進めています。特に、県下の 5 地区の被害先端地域（佐久平、上伊那南部、木曽南部、松本北部、長野北部）については、国庫補助を導入し、被害市町村への支援を行っています。

また、各地方事務所の「森林保護専門員」が中心となり、市町村、森林組合等の関係機関が連携し「松くい虫防除対策協議会」を開催し、広域対策の調整や地域の具体的対策について検討を進めております。

松くい虫被害対策予算(単位:千円)

区 分	H25	H26	H27		
			対H25比	対H26比	
予 算 額	680,603	790,207	811,721	119%	116%
うち国費	498,047	528,149	549,791	110%	104%

まえ、山村地域の再生、地域経済の活性化等の推進に向け、森林・林業政策をはじめとする具体的な山村振興対策を求められたい。

本県の豊かな森林を次の世代に確実に引き継いでいくためには、山村地域が持続的に森林を適切に利活用し管理していくことが重要であると認識しています。

このため、林業の再生や山村の主要な資源である森林を活かした特用林産物の振興、里山林における薪など木質バイオマスエネルギー利用、さらには都市と山村との交流促進などについて取り組み、山村の振興を図っております。

**【平成 27 年度主な山村振興施策】**

- ・長野・オーストリア林業技術交流事業（世界最先端の林業・木材産業・バイオマスエネルギー技術の導入）
- ・信州フォレストコンダクター育成事業（地域の林業を指揮できる人材の育成）
- ・里山活用推進リーダー育成事業（地域自らが里山資源の利活用の推進と継続的に活動できる地域づくりを推進）
- ・特用林産地振興総合対策事業（原木栽培きのこなど特用林産物の生産振興）
- ・森林（もり）の里親促進事業（企業と山村地域の協働による森林づくりと交流の推進）
- ・「信州山の日」推進事業（「山」に関わる様々な取組への県民等の参加を促進）

国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全等に重要な役割を担っている山村の活性化を図るため、山村振興法の基本理念である、産業の育成による就業機会の創出や山村における定住の促進に向けた、具体的な山村振興対策について、国へ機会を捉えて要請してまいります。

③ 県は国に対して、地球温暖化防止対策に不可欠な森林吸収源対策の推進を図るため、「地球温暖化対策のための税」の使途に森林吸収源対策を追加するなど、造林・間伐等の森林整備や路網整備等の推進のための安定財源の確保を求められたい。

**(林務部森林政策課\_2015/11/24)**

地球温暖化防止対策にあたって、CO<sub>2</sub>吸収源である森林の整備（森林吸収源対策）は、エネルギー起源CO<sub>2</sub>排出抑制対策とともに重要な役割となっています。

**【これまでの県の取組】**

地球温暖化防止対策に不可欠な森林吸収源対策の推進を図るため、石油石炭税の税率の特例の活用（石油石炭税の使途に森林吸収源対策を追加等）などによる、森林整備等のための安定的な財源の確保を要望してまいります。

年	取組内容
平成 16 年	「長野県ふるさとの森林づくり条例」を制定 (県民の主体的参加による森林づくりを推進)

	平成 17 年	「長野県森林づくり指針」を策定 (条例に基づき、森林・林業・木材産業施策の目指すべき姿を明らかにした)
	平成 17 年	「信州の森林づくりアクションプラン」を策定
	平成 20 年	「長野県森林づくり県民税」を導入 (森林の多面的な機能を持続的に発揮させ、健全な姿で次の世代に引き継いでいくため、県民全体で森林づくりを支えていくための新たな仕組み)
	平成 22 年	「長野県森林づくり指針」を改定 (H32 の素材生産量 75 万 m <sup>3</sup> を目指すとともに、H23～H32 の 10 年間で 184,000ha の間伐を実施する目標を設定)
	平成 23 年	「長野県森林づくりアクションプラン」を策定 (指針に掲げる施策等のうち、10 年間で特に重点を置いて実施すべき施策等の実行計画)
	平成 26 年	・素材生産量 43 万 7 千 m <sup>3</sup> ・H23～H26 の 4 年間で約 84 千 ha の間伐を実施

## (12) 自主防災組織と消防団の体制の強化

東日本大震災を教訓として、巨大地震等の防災基準について大幅な見直しが求められます。これまでの災害経験を今後予想される大規模災害等に対して自治体、住民、地域組織、NPO などが連携し、日常的に連携できる防災体制、まちづくりをすすめ、地域実情に合致した防災体制の構築と防災対策の取り組みが必要です。

地域防災計画では「想定外を想定する」ことが必要です。一定の想定被害を上回る災害が発生した場合でも、現地・現場に応じた柔軟な発想と行動力を発揮できる体制づくりを盛り込み、発生状況に則した訓練等を行うなどの、実効性のある計画づくりが求められます。

① 自治体・企業・住民が協働し、責任と能力を分かち合うために、自治体ごとに防災会議を設置し、国が作成する防災基本計画に基づき、防災条例を制定し、住民参加のもとで地域実情に合った地域防災計画づくりと見直しを進め、**コミュニティの防災力向上**を図りたい。

また、災害時の自治体間の相互支援・協力協定を締結し、自治体自体の被災下においても対応できる支援と受援の防災体制を強化されたい。

(危機管理部危機管理防災課\_2015/11/25)

<地域実情に合った地域防災計画づくり>

長野県防災会議の委員には、災害対策基本法第 15 条第 5 項第 8 号の規定により「自主防災組織を構成する者」2 名を委員として任命しており、地域防災計画の修正の際には、当該住民の方々からご意見を伺い、地域の実情にあった計画づくりを行っております。

<コミュニティの防災力向上>

災害に備え、防災意識の啓発と防災知識の普及のため、「地域防災力アップ」出前講座を開催し、年間約 100 回、約 5,000 人のご参加をいただいています。

また、自主防災組織の活性化のため、地域の住民の中から約 130 名の「自主防災アドバイザー」を委嘱して、継続した自主防災組織の活動を支援しています。

併せて、自主防災組織リーダー研修会を毎年 2 会場で開催しています。

<自治体間の相互支援・協力協定>

	<p>大規模災害発生時の広域応援体制の強化のため、自治体間では次のように相互応援協定を締結しています。</p> <p>○都道府県間の相互応援協定</p> <p>長野県は、全国知事会、関東地方知事会、中部圏知事会及び中央日本四県（静岡県、山梨県、新潟県、長野県）において協定を締結しています。</p> <p>○市町村間の相互応援協定（平成 27 年 9 月 1 日現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長野県市町村災害時相互応援協定（全市町村による広域的な相互応援）</li> </ul> <p>上記を含めた県内市町村同士の協定 10 協定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県外市町村との協定 64 市町村 167 協定</li> </ul> <p>県としても、コミュニティの防災力向上、自治体間の相互の支援・受援を含め、防災体制の強化を引き続き整備してまいります。</p>
<p>② 県と市町村で災害対応の経験を持つ職員を登録し、「〇〇災害緊急支援隊」(仮称)のような組織を創設し、被災自治体への初動応急対策を支援された。</p>	<p>(危機管理部危機管理防災課 2015/11/25)</p> <p>&lt;被災自治体への初動応急対策の支援&gt;</p> <p>県内市町村では、長野県市町村災害時相互応援協定に基づき、緊急時に先遣隊を被災市町村に派遣することとされています。また、必要な人員の派遣、物資等の提供及びあっせんを行うなど、被災市町村に対する応援の仕組みが整備されています。</p> <p>県においても、被害状況に応じて、県から「情報連絡員」を派遣し、県と市町村の連絡調整、情報収集を行うとともに、必要な人員の派遣等、市町村の初動対応を支援しています。</p> <p>また、県外で大規模な災害が発生した際は、被災市町村に対し、県と市町村が一体となって支援を行う県合同災害支援チームを派遣する体制を整備しています。</p> <p>県としても、今後もこれらの体制をしっかりと運用するとともに、引き続きより有効な支援体制を検討してまいります。</p>
<p><b>(13) 男女平等の視点に立った社会制度・慣行の見直し</b></p>	
<p>男女が対等で平等な人権が尊重され、等しく様々な分野への参画の機会が保障され、社会の構成員としての役割と責任を分かち合うことが国の目標とされるようになりました。</p> <p>そのためには、多くの社会制度の改革が必要です。</p>	

まず女性労働者の処遇、労働環境の改善が必須ですし、家族を支える社会制度も変わっていかなくてはなりませんし、家族そのものに対する認識や慣行も変化しなくてはなりません。幼時からの教育も変化することが必要です。

以下について、県の取り組みを求めます。

① 労働者が育児をしやすい環境整備として、働く女性への支援強化、就業環境整備(保育所等の施設の拡充、病児・病後児保育等)など、県の施策として一層充実されたい。

(県民文化部人権・男女共同参画課\_2015/11/25)

本年8月28日に、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立し、9月4日に施行されました。(事業主行動計画の策定など一部は28年4月1日施行)同法で努力義務とされた都道府県推進計画については、現在策定中の第4次長野県男女共同参画計画(計画期間平成28年度～32年度)の策定に合わせて、策定を行う予定です。

当該推進計画に基づき、職業生活における女性の活躍推進を図るとともに、誰もが働きやすく、仕事のやりがいを持って働き続けられる職場環境の整備に取り組んでまいります。

なお、今年度は、国の交付金を活用した「女性の活躍推進フォーラム」、「育児休業復帰セミナー」及び「子育て女性の社会参加応援セミナー」等の事業を通じて、女性の活躍を推進する基盤づくりを進めるとともに、子育て女性の再就職、職場復帰支援に取り組んでまいります。

(県民文化部こども・家庭課\_2015/11/25)

病児・病後児保育を含め各種保育サービスについては、実施主体である市町村が、それぞれの地域のニーズを把握した上で、必要な保育サービスを提供しており、県では、これらの事業を実施する市町村に対し、事業の運営に係る経費を助成しています。

県としては、これらの事業は女性が働きながら子育てをするうえで重要な事業と認識しており、市町村の取り組みが一層進むよう働き掛けるとともに、必要な予算の確保に努めてまいります。

(産業労働部労働雇課\_2015/11/19)

【働く女性への支援について】

育児と仕事の両立ができる職場環境の整備を促進するため、次のような事業を実施しています。

(1) 社員の子育て応援宣言登録制度

従業員が仕事と子育て等の両立ができるような「働きやすい職場環境づくり」の取組みを宣言した企業を登録し、県ホームページで公表しています。

H27.11 現在 791 社が登録しています。

	<p>(2) 企業訪問による多様な勤務制度導入の働きかけ</p> <p>企業を訪問し、ワーク・ライフ・バランスの考え方の啓発等を行うとともに、短時間正社員制度等の多様な勤務制度の導入を企業に働きかけ、働きやすい職場環境づくりを推進しています。</p> <p>H27.9 末までに、151 社が制度を導入しました。</p> <p>さらに、今年7月から短時間正社員制度や在宅勤務制度など、多様な勤務制度を導入し、実践する企業を、「職場いきいきアドバンスカンパニー」として認証する制度をスタートし、10月13日に初めて4社を認証したところです。</p> <p>(3) 子育てと仕事の両立支援への今後の取組</p> <p>本年10月に策定した「長野県人口定着・確かな暮らし実現総合戦略」において、長時間労働の抑制や休暇の取得促進について検討するための、労働局、経済団体、労働団体等との連携による働き方改革推進協議会（仮称）の設置や、企業向けセミナーや職場復帰経験者との交流会による、出産・子育てを経ても就業継続を希望する女性への支援についても言及したところです。</p> <p>今後も働きやすい職場環境づくりや、女性の就業継続支援を通じて、働く女性とその個性や能力を發揮し活躍できるよう支援してまいります。</p>
<p>② 社会にでる以前の、小学校・中学校・高校・大学それぞれの成長過程において、その成長段階に応じた<b>男女平等に関する教育</b>が必要であるため、学校教育を充実されたい。</p>	<p>(教育委員会事務局心の支援課__2015/11/18)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学校における人権教育では、男女共同参画に関して、平成24年に作成した「人権教育指導資料集」に「ワーク・ライフ・バランス」に関する指導例と、目標例や取組例を示し、県内小学校・中学校・高等学校に配布しています。また、毎年各学校の人権教育主任に、人権課題としての位置付けを伝えられています。</li> <li>また、道徳教育においても、小学校第5学年及び第6学年で、「互いに信頼し、学び合って友情を深め、男女仲良く協力し助け合う」、中学校では、「男女は、互いに異性についての正しい理解を深め、相手の人格を尊重する」と学習指導要領に示されており、各小中学校では、学習指導要領にしたがって道徳の授業を行っています。</li> </ul>
<p>③ また、小学生や中学生は、両親の男女平等に対する考えが大きく影響を与えることから、家庭でもできる<b>男女平等の学習教材・リーフレット・ツール等</b></p>	<p>(教育委員会事務局心の支援課__2015/11/18)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人権教育に関わる啓発資料「人権つうしん」を作成し、県教育委員会各課、市町村教育委員会、県内幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校、地方法務局、企業人権教育推進事務局、公民館、人権</li> </ul>

<p>の作成・配布・ホームページへの掲載等を検討されたい。</p>	<p>センター、人権関係諸団体等に配布しています。個別の人権課題の「女性」を取り上げた記事もあり（通算41号、37号、36号等）、</p> <p>当課のホームページに、バックナンバーとしてダウンロードできるようにしてあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各校に配布されている「参加型人権教育プログラム」には、男女共同参画に関わった活動例「ちがいのちがいを紹介し、当課のホームページからもダウンロードして、学校から家庭まで活用できるようにしています。</li> <li>道徳教育においては、全児童生徒が持っている、「私たちの道徳」（文部科学省）の冊子に、男女平等に関わる学習資料等があります。「私たちの道徳」については、各家庭での活用を周知しているところであり、今後も、男女平等を含め、児童生徒の道徳性を養うために家庭との連携について、道徳に関わる研修会等の機会を通じて、学校職員に周知したいと考えています。</li> </ul>
<p><b>（14）改正次世代育成支援対策推進法の施行と子育て支援の促進</b></p>	
<p>県内企業の仕事と育児の両立支援をより一層進めるために、現在、県のホームページで「社員の子育て応援宣言」が公表されています。</p> <p>これには登録時の計画を公表しています。10月現在で800社程度にとどまっていますが、中小企業や職場のイメージを引き上げ、好事例を提供しています。</p> <p>昨年改正次世代育成支援対策推進法の延長と施行を受け、100人以下の企業にも子育て支援計画の策定・届け出について、周知を徹底する必要があります。</p> <p>さらに県において、以下の取り組みを求めます。</p>	
<p>① 現在、努力義務とされている100人以下の企業にも、様々な機会において、情報を発信し、周知を図られたい。</p> <p>② 「社員の子育て応援宣言」の公表においても、計画を公表するだけでなく、取り組みのその後の進捗状況や結果、効果、従業員の声や事業主の声等もあわせて公表する等、事業主が継続的に両立支援に取り組むような促進方法を検討されたい。</p>	<p><b>（産業労働部労働雇課_2015/11/19）</b></p> <p>① 県では、事業主向けに仕事と家庭の両立支援のためのパンフレットを作成し、その中で100人以下の企業においても「一般事業主行動計画」の策定・届出について努めるよう記載しています。</p> <p>多様な働き方普及促進事業における推進員の企業訪問や、労働教育講座においてこのパンフレットを活用し周知を図っています。</p> <p>② 「社員の子育て応援宣言」は事業主の積極的な姿勢を宣言し、公表することにより職場環境の改善を促すことをねらいとしており、登録の際には、その宣言内容を県のホームページに掲載し、他の企業の参考にさせていただいているところです。</p> <p>更に県では、働きやすく働きがいのある職場を認証する「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証制度を今年7月にスタートしました。この認証制度は、「社員の子育て応援宣言」の登録を前提条件とし、雇用制度の整備、多様な働き方の導入・実践を要件とする、実績に重点を置いた制度です。認証された企業の取り</p>

	組み実績について、両立支援の模範事例としてホームページ等で紹介し、両立支援の普及・促進を図っていく所存です。
--	--

**(15) 地方議会の活性化と投票しやすい環境の整備**

今年（2015年）の統一地方選挙前半においても、投票率は前回を大きく下回り、戦後最低の投票率となりました。

特に、若い世代を中心として、有権者の権利であり義務でもある「投票行動」に対する意識が低く、今後の長野県政・国政を考えるうえでも、投票率の向上が喫緊の課題となっています。

さらに、公職選挙法が改正され、2016年夏の参議院選挙からは、18歳・19歳の若年層が有権者となります。学校教育においても、模擬投票を行う等、政治・選挙への関心を高める取り組みが急がれます。

- ① 市町村の選挙管理委員会と協議を進め、投票所の増設を図るとともに、投票した有権者に対し「投票済証明書（投票記念カード）」を長野県全体の全市町村が交付できるよう、実施を促されたい。
- ② 「選挙」「投票行動」に対する県民の関心を高める取り組みを長野県主導で行われたい。

**(選挙管理委員会(市町村課選挙係)\_2015/11/19)**

- ① 投票率が低下傾向にある中、有権者が投票しやすい環境を整備していくことは大変重要なことと認識しております。一方で、投票所の設置・運営に当たっては、施設のバリアフリー化や費用の負担、投票立会人の確保が難しいといった課題もお聞きしているところです。現在国においては、投票環境の向上方策に関する研究会が設置され、今後法改正も予定されていると聞いておりますので、こうした動向にも注視しながら、引き続き市町村選挙管理委員会とともに、投票率の向上に努めてまいります。  
 なお、「投票済証明書（投票記念カード）」の交付については、公職選挙法上の規定がなく、投票率の向上に有効であるという意見がある一方で、不適切に利用されるおそれがあるという意見もあるところであり、発行するかどうかについては、各市町村選挙管理委員会が地域の実情等を十分考慮し、慎重に判断すべきものと考えます。
- ② 若い有権者の投票率が低いことや選挙権年齢が引き下がることなどを踏まえ、県選挙管理委員会では、本年度、県教育委員会との意見交換や「主権者教育の推進に向けた協力連携に関する協定」の締結を行い、教育機関や市町村選挙管理委員会と連携しながら、選挙出前授業や模擬選挙などに積極的に取り組んでいるところです。今後もこれらの機関と連携しながら、若者の政治・選挙への意識向上を図ってまいります。

**(16) 地方自治の実現と地方財政の確立**

**1. 地方自治と小規模自治体への支援体制**

地方分権改革は事務権限の委譲を中心に進められてきましたが、現在は自治体はその内実をつくる段階となっています。

各自治体は行政の在り方、サービスの水準について住民・利用者・NPO等が参加、自己決定する仕組みを構築し、地域の特性に応じた適切な水準のサービスをめざさなくてはなりません。

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」は地域間の連携を推進することとされていますが、中心都市への集中と周辺の衰退を助長することのないよう住民との合意形成を図りつつ進める必要があります。

① 県から市町村への権限・財源の移譲は、両者の協議と合意を通じて段階的に進められたい。

(企画振興部市町村課\_2015/11/19)

- 市町村への権限移譲にあたりましては、市町村の希望、事務処理体制を踏まえ、個別に説明を行うなど、個々の事務について、市町村の意見を十分に聞きながら推進してきたところでございます。
- 今後も県の行っている行政サービスにつきまして、住民の利便性の向上という観点から、市町村の希望等を踏まえつつ、より一層、権限移譲を進めてまいりたいと考えております。

② そのうえで県は、「補完性の原理」に基づいて地域における広域的な事務や市町村では担いきれない専門性のある事務を担い、地域生活に密着した事務を総合的に担う市町村と協働して、地域の行政機能を担われたい。

(企画振興部市町村課\_2015/11/19)

- 住民の暮らしに最も身近な市町村が、地域経営の主導的な役割を担い、主体的に自らの責任のもとで活力ある地域を創造していくべきであります。そのためには、地域経営を担いうる安定した行財政基盤の確立が不可欠であり、市町村は行財政基盤の強化に向けて、自主的・主体的な取組を行うことが必要です。
- こうしたことを踏まえつつ、県としては、これまでも小規模町村を中心に、財政状況等ヒアリングなどの行財政運営サポートや職員派遣といった支援を実施しています。
- さらに、本年2月からは、県・市町村・広域連合で構成される「自治体間連携のあり方研究会」を設け、市町村間や県と市町村の間の連携のあり方について、検討を進めているところです。
- こうした取組を通じ、市町村が、地域の人々の暮らしを支える行政サービスを持続的かつ効果的に提供できるよう支援してまいります。

とりわけ長野県の特徴として、「平成の大合併」に対し自律をめざして乗り越えた**小規模自治体への支援策**を具体化されたい。

## 2. 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進

「まち・ひと・しごと創生法」が2014年11月に公布、施行されています。この法律の施行に合わせて「地方再生法」も改正されて「日本再興戦略」にそった施策を進展させることになりました。

都道府県と市町村がそれぞれ「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の立案が求められ、国が「まち・ひと・しごと創生」に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置をとることとなっています。5年をスパンとする期間において具体的な成果が求められ、実行状況をPDCAサイクルのなかで点検・調査・改訂していくこととされました。

基本的に市町村が自ら「総合戦略」「計画」を起草することとされています。起案にあたっては「産・官・学・金・労・言」と呼ばれる、地域のオピニオンリーダー、ステークホルダーの全てを集めた推進組織をつかって、意見反映することとなりました。このことが、長野県にあまたある小規模町村において困難であることは言うまでもありません。

「しごと」も含め、住民の生活すべてを保障していく新たな地域づくりが求められています。県として親身に市町村の支援に取り組み、県の作る「総合戦略」も着実に成果を積み上げるよう期待します。

地方財政計画の歳出に新たに創設された「まち・ひと・しごと創生事業費」の県内市町村の算定額を含め、普通交付税で補いきれない特別な財政需要は特別交付税で措置するとなっていますが、実態は交付税総額内で運用され地域別の特殊事情が的確に反映される制度となっておりません。

① 県は、**市町村の推進組織の組織化**にあたって、地域の実情をよりの確に反映するため、「産・官・学・金・労・言」さらに地域で活動するNPOなどの意見を求めることのできる体制を、市町村域を超えて作り、リーダーシップを発揮して域内のすべての市町村が参加するように努められたい。

**(企画振興部市町村課\_2015/11/19)**

- 人口減少社会において、市町村が、地方創生を効率的・効果的に推進するためには、市町村自らが住民や地元産業界等からなる推進組織を設置し、様々な主体により総力を挙げて取り組むことが必要です。
- 推進組織の具体的なメンバーは、市町村によって様々ですが、9月現在の調査では63の市町村で既に推進組織を設置済みであり、それ以外の市町村においても設置に向け準備していると承知をしています。なお、既に設置している市町村のうち、産官学金労言6分野すべてからメンバーが参画しているのは33市町村。それ以外の市町村は、必ずしもメンバーとして参画していない分野があるものの、個別に意見を伺う方式をとると聞いています。
- 一方で、地方創生の推進にあたり、一市町村では解決できない広域的な課題もあることから、地方事務所ごとに設置している地域戦略会議において、広域的な課題と進むべき方向性について検討を行っており、検討結果については、県・市町村の総合戦略に反映し、県・市町村が連携して取り組むこととしています。

② 県は、**中山間地域の「小さな拠点」**や集落のコンパクト化の検討にあたっては、居住に制限を加えないことを前提にして、将来の行政費用、サービス水準への影響を十分に検証されたい。

**(企画振興部地域振興課\_2015/11/19)**

- 「小さな拠点」をはじめとする集落対策については、住民が集落の問題を自らの課題としてとらえ、住民と行政とが協力しながら進めていくことが基本です。
- 「小さな拠点」の形成や集落のコンパクト化についても住民と市町村との協力が不可欠であると考えられることから、その影響等について、市町村における事業の進捗に併せて情報交換を行ってまいります。

<p>③ 県は、「まち・ひと・しごと創生事業費」の県内市町村の算定額の検証を含め、市町村が地域の特殊事情に応じた公共サービスを継続して提供できるよう長野県内の特殊事情を的確に把握し、人口密集した都市部と同様でない政策・施策を検討され、国にも意見反映を図られたい。</p>	<p>(企画振興部市町村課_2015/11/19)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 厳しい地方財政の状況下において、地域の実情に沿ったきめ細やかな行政サービスを提供するための財源の確保は、重要な課題であります。</li> <li>○ 県では、すでに、県市長会・町村会などとともに、国や県関係国会議員等に対し、「まち・ひと・しごと創生事業費」などの拡充等を要請してきているところであります。</li> <li>○ 今後地方財政対策、あるいは、地方創生に関する予算折衝が本格化してきますが、「まち・ひと・しごと創生事業費」等の行方について注視してまいりたいと考えております。</li> <li>○ また、人口減少社会において、公共サービスを持続的かつ効果的に提供していくためには、様々な公共サービスと単独の市町村のみならず、自治体間の連携により提供していくことが重要であります。</li> <li>○ 県では、これまでも地方事務所が中心となり、移住交流や広域観光の推進などで管内市町村の連携が図られるよう調整を行ってきたところですが、本年2月からは「自治体間連携のあり方研究会」を設け、市町村課の連携や県と市町村間の連携のあり方について検討を進めているところであります。</li> <li>○ 本年度中には研究会としての考え方をとりまとめ、これを踏まえ、県としての取組を進めてまいりたいと考えております。</li> </ul>
<p><b>3. 地方税財政の確立</b></p>	
<p>① 医療、福祉分野の人材確保をはじめとするセーフティ・ネット対策の充実、農林水産業及び製造業等の振興、環境対策等、今後増大する財政需要を地方財政計画に的確に取り入れ、地方固有の財源である地方交付税総額を確保できるよう、県としても国へ働きかけられたい。</p> <p>② また、普通交付税で補そくできない特別な財政需要については、本来特別交付税で措置されることとされていますが、実態として交付税総額の中で運用されているため、個別の特殊事情が的確に反映される制度となっておりません。県は国に改善を働きかけ</p>	<p>(総務部財政課_2015/11/24)</p> <p>① (地方一般財源総額確保)</p> <p>ご要請の内容のとおり、今後増大する財政需要のため、必要な地方交付税総額を確保することは、安定的な行政サービスの提供にとって必要不可欠です。</p> <p>そのため、県ではこれまでも国に対して、持続可能な地方財政制度の確立に向け、要請を行ってきたところです。</p> <p>本年6月に、地方交付税総額の確保や社会保障制度等に係る財源の充実などを、県政の重要課題として国に要請したほか、全国知事会などを通じて、地方の財政需要の地方財政計画への的確な反映など、地方一般財源総額の確保を要請してまいりました。</p> <p>12月にも、平成28年度国の施策・予算に対する要望を予定しておりますが、今後とも、様々な機会を捉えて、積極的に提案・要望を行ってまいります。</p>

<p>られたい。</p>	<p>② (特殊財政事情を的確に反映した特別交付税制度)</p> <p>地方交付税法に基づき、地方交付税の種類は普通交付税(平成27年度は交付税総額の94%)及び特別交付税(同じく6%)とされており、それぞれ地方財政計画で定めた地方交付税総額の範囲内での交付となります。</p> <p>普通交付税の算定方法で捕そくされなかった特別の財政需要がある場合は、総務省令により特別交付税として算定されますが、特別交付税については、これまでも地方からの要望などを踏まえ、算定方法の簡素化・透明化を図るための見直しや、大規模災害発生時における交付額決定の特例を設けるなどの改正が行われてきたところです。</p> <p>今後とも、様々な機会を捉えて、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額の確保と合わせて、地方交付税制度に対する改正要望や、特殊財政事情の説明などを国に対して行ってまいります。</p>
<p><b>4. 県機構改革</b></p>	
<p>県内各地域にある現地機関の統合再編に向けた議論がスタートし、行政機構審議会に諮問され、2017年度前半までを目途に、議論されることとなっています。阿部知事は「地域重視の県政を進める」として、地方事務所の機能を強化することを公約に掲げています。県として、以下の点に十分配慮し、遺漏なきよう進められたい。</p>	
<p>① 統合再編は、職員数の削減を目的とするのではなく、県民サービス向上、それぞれの地域性、市町村との連携を重視すべく、県民の声はもとより、市町村との調整も図る中で、役割や権限を拡大した総合的な組織となるよう議論されたい。</p>	<p>(総務部行政改革課_2015/11/24)</p> <p>今回の現地機関の組織体制の検討にあたっては、本年6月に行政機構審議会に諮問し、現在、調査・審議を行っているところです。</p> <p>今回の検討の目的ですが、</p> <p>① しあわせ信州創造プランを着実に推進するとともに、人口減少の抑制、人口減少を踏まえた地域社会の維持・活性化に向け、自ら地域の課題への取組を進めることができる課題解決型の組織体制</p> <p>② 広い県土を持ち、77市町村により構成されるなど、他の都道府県と異なる本県の特徴を踏まえ、市町村支援を効果的に行うことができ、住民の利便性に配慮された組織体制</p> <p>③ 限られた財源の中で、時代の変化に対応し、必要な機能が発揮できる効率的な組織体制</p> <p>以上の3つを掲げております。</p> <p>県の人口減少は避けられない中で、限られた人員で効率よく県政課題に対応することはもとより当然ではありますが、今回の検討は人員削減ありきのものではありません。</p>

	<p>望ましい現地機関の組織体制について、本庁から現地機関への権限や予算の移譲、市町村との関係なども視野に入れ、県民の皆様などの御意見も伺いながら、検討を進めてまいりたいと考えております。</p>
<p>② 特に飯田・下伊那地域は、県庁からの距離も遠く、小規模自治体も多いため、格段の配慮をされたい。</p>	<p>(総務部行政改革課_2015/11/24)</p> <p>ご指摘のとおり、飯田・下伊那地域は県庁からの距離も遠く、小規模自治体が多いという特性がございます。</p> <p>県の現地機関には、県土が広く、市町村数や小規模町村が多いという本県の特徴を踏まえた効果的な市町村支援や住民の利便性への配慮などがこれまで以上に求められています。</p> <p>現地機関の組織体制の検討にあたっては、こうしたことも十分考慮に入れて議論してまいります。</p>
<p><b>5. マイナンバー制度の導入実施</b></p>	
<p>行政が保有する情報を住民に公開し、透明度の高い行政を実現することがこれまで以上に求められています。</p> <p>一方で、年金機構の個人情報流出事案に見られるように、情報化社会における個人情報流出は社会に与える影響が極めて大きく、マイナンバー制度の導入によりプライバシー侵害の未然防止や個人情報保護の徹底もこれまで以上に求められる課題となります。</p>	
<p>① マイナンバー制度の実施について、県民への周知を図るとともに第三者による点検及び住民への意見聴取を適切に実施したうえで、特定個人情報保護評価を行い、プライバシー侵害の未然防止を図られたい。</p> <p>② マイナンバー制度の導入にあたっては、情報管理について確実なセキュリティ対策と、取扱者への教育を徹底するとともに、市町村への指導・周知を行われたい。</p> <p>③ 国の行政機関や地方自治体が、個人のプライバシーに与える影響を予測したうえで、特定個人情報(個人番号とひも付けられた個人情報)の漏えいなどの発生リスクを分析するとともに、リスクを軽減するための適切な措置を講じられたい。</p>	<p>(企画振興部情報政策課_2015/11/19)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ マイナンバー制度の実施にあたっては、制度上の保護措置の一つとして特定個人情報保護評価(特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言するもの)の実施が義務付けられています。</li> </ul> <p>長野県では、対象事務への特定個人情報保護評価を進めており、年内には評価が完了する見込みです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ セキュリティ対策としては、標的型メールへの対応訓練の実施や、全職員を対象とした情報セキュリティ教育を行っているほか、制度導入に向けてシステム面での対策強化を予定しています。</li> </ul> <p>また、市町村に対しては、セキュリティに関する会議の開催や、インシデント発生時の連絡体制を整備するなど情報提供・助言等を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 今後も引き続き、プライバシー侵害の未然防止や個人情報保護の徹底に努めてまいります。</li> </ul>

## (17) 環太平洋パートナーシップ協定（TPP）について

環太平洋パートナーシップ協定（TPP）に参加する12カ国は、10月5日、閣僚会合後に共同記者会見をし、TPP交渉が大筋合意に達したと発表しました。

これに際し連合では、「合意内容の詳細は明らかにされておらず、TPP交渉の各分野における懸念も払拭されていない。政府は交渉経過を含め合意内容について説明責任を尽くすべきである。」などを内容とした事務局長談話を10月6日に発表しました。

政府が2013年3月に発表した試算によりますと、TPPが農林水産業に与える影響は、生産額合計約7兆1,000億円のうち約3兆円が失われ、食料自給率は39%から27%へ低下するとされています。また、JA長野中央会が同年6月に発表した長野県農林業と関連産業に及ぼす影響では、農林水産業の生産額が1,029億円程度減少（2012年度のきのこを含めた農業産出額=2,726億円）と推定されています。さらに県民総生産（GDP）は1,032億円減少し、GDPを1.29%低下させるなどと試算されており、地方経済が崩壊することは明白です。

これまで連合では、TPPが幅広い分野に影響を及ぼす可能性があることを踏まえ、政府に対し、国民への適切な情報開示、影響試算の検証、国民的合意形成に向けた丁寧な対応を行うことなどを要請してきたところです。併せて、懸念される課題についての適切な対応、とりわけ、食料・農林水産分野、食の安心・安全・医療、金融など、安心社会の基盤となる重要事項については、重点的に対策を講じるよう求めてきました。今後におきましても、国民生活に影響を及ぼす懸念事項とその対策について精査をし、政府・政党への要請や政策協議などを通じて必要な対応を求めていくこととしています。

TPPは食の安全や医療問題をはじめとして、地域経済や県民生活に大きな影響を与えることから、県として次の対応を行うことを要請します。

- ① 国に対し、合意内容の詳細について、早急に国民に情報開示することを求められたい。
- ② 県としても、県民や県内産業への影響についての的確な分析を部局横断的に精査し、県独自の対策も講じられたい。

### (企画振興部総合政策課\_2015/11/19)

- ① 国に対しては、10月16日にTPP協定交渉の大筋合意に関する緊急要望を行い、速やかな情報開示や国内対策の実施等を求めたほか、11月17日には、国の「総合的なTPP関連政策大綱（仮称）」の策定に先立ち、本県意向の大綱反映を目的とした提案・要望を行いました。  
また、11月19日には、塩尻市において農林水産省の職員を招いた県内農業者や農業団体等向けの「TPP協定交渉の大筋合意に関する農業分野説明会」を開催しております。  
今後とも国に対しては、国民に対する合意内容の詳細説明や具体的な影響分析を行うよう、随時要望してまいります。
- ② 今後、国において予定されている影響分析を踏まえ、県内産業への影響を精査するとともに、国の対策とも歩調を合わせながら、関税引き下げ対象の農作物への影響緩和や県内農業の競争力強化と活力ある農村づくりなど、必要な対策を講じてまいります。

- ① 国に対し、合意内容の詳細について、早急に国民

### (農政部農業政策課\_2015/11/24)

に情報開示することを求められたい。

- ③ 県としても、県民や県内産業への影響についての  
確な分析を部局横断的に精査し、県独自の対策も講  
じられたい。

① 国民に対する情報開示については、10月16日に国に対してT P P協定交渉の大筋合意に関する緊急  
要望を行い、速やかな情報開示や県内説明会の開催、国内対策の実施等を求めたところです。

また、県としても10月15日に「長野県T P P農業分野等対策本部」を設置し、ホームページによる  
情報提供の他、11月19日にはJAグループと共催で、国による農業者や関係団体を対象とした説明会  
を開催するなど、合意内容の詳細や具体的な影響について情報提供をしているところです。

さらに、10月30日から相談窓口を設置し、農業者などからの相談にも応じているところです。

今後も、情報の提供について、きめ細やかに行ってまいります。

今後国は、影響評価を行うとともに、11月25日には総合的なT P P関連政策大綱（仮称）を策定す  
るとしています。

このため、県では、重要5品目はもとより、果樹、野菜など本県の主要作物についても、万全な対策  
を講じるとともに条件の不利な中山間地域への配慮、長期的な視点に立った支援策の構築などについ  
て、11月17日に知事から国に対して要請を行ったところです。今後、国が示す大綱や補正予算などを  
確認しながら、引き続き必要な要請を行ってまいります。

② 今後、国において予定されている影響分析を踏まえ、県内農業などへの影響を精査してまいります。

また、県内の農業・農村の持続的な発展に向け、関税引き下げ対象の農作物への影響緩和や県内農業  
の競争力強化と活力ある農村づくりなどに向けて、国の対策を最大限に活用しつつ、必要な対策を講じ  
てまいります。